

平成 23 年第 1 回 訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 3 日目)

平成 23 年 3 月 10 日(木曜日)

午前 9 時 30 分開会

第 26 一般質問

○出席議員（9名）

1 番 佐 藤 静 基 君
 3 番 山 本 朝 英 君
 5 番 小 林 一 甫 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 9 番 上 原 豊 茂 君

2 番 河 端 芳 恵 君
 4 番 川 村 進 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
総 務 課 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 業 務 監	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	平 塚 晴 康 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 畝 光 邦 君
農 林 商 工 課 長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	林 秀 貴 君
上 下 水 道 課 長	竹 村 治 実 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管 理 課 長	上 野 敏 夫 君
社 会 教 育 課 長	小 野 良 次 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅 野 宏 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、本日、谷本農業委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第26、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますので、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、この度の一般質問をただいまからはじめたいと思います。私の一般質問は、質問の件名でいけば「1期4年間の町政をどう見るか」ということのこの1点であります。それでは、町長に質問いたします。

町長は、平成19年4月から今日まで4年間町政を担ってきたところですが、就任以来、終始一貫「みんなで創る訓子府の元気」を考え「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために憲法や地方自治法の本旨に基づく「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として、町政執行にあたってきたことは、本町の重要課題である財政健全化へ向けた着実な取り組みが求められてきたことも併せて考えると評価できることと思います。

同時に、この4年間で町長の町政執行に対する思いが、どれだけ町民の方々や役場職員の中で理解され、共感を呼ぶことになっているのか、今一度確認することも必要かと考えるところであります。

以下、次の事項について、町長の見解を伺います。

まず1つ目です。この4年間を振り返って、町長の町政執行に対する思いが、町民や職員にどれだけ伝わり、理解されたかとらえているのか伺います。

2つ目、平成20年度から始まった「財政健全化プラン」の現時点での到達点はどうなっているのか伺います。

3つ目、このプランは、平成22年度までを「集中対策期間」と位置付け、平成26年度までの7年計画となっているが、これからの事業執行をしていく上で、どのような方針で残りの期間取り組んでいくのがいいのかお伺いいたします。

4つ目、「財政健全化プラン」とも関係するものでありますが、これまで実施してきた次の事業についての見解を伺います。

イ、町内会・実践会の活動補助金の効果と今後のあり方について。

ロ、「元気なまちづくり総合補助金」の評価について。

ハ、「まちづくり委員会」、「住民参画ビジョン策定委員会」そして「まちづくり推進会議」につながる一連の住民参加の仕組みづくりが、町民の理解をどこまで得たと認識しているか伺います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、工藤議員から1期4年間の町政をどう見るかについて、大きく4点のお尋ねをいただきましたので答弁をさせていただきます。

まず1点目の「この4年間を振り返って、町長の町政執行に対する思いが、町民の皆さんや職員にどれだけ伝わり理解されたととらえているのか」とのお尋ねでございます。4期16年まちづくりを行ってきました深見町政を引き継ぎ、平成19年5月1日から「みんなで創る訓子府の元気」を考え「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために「町民こそが主役」、「町民福祉の増進を図る」を基本理念として町政を推進してまいりましたが、早いものでもう4年がたとうとしているところでございます。

平成19年の就任当時は、地方財政が毎年のように悪化し、町の大きな財源である地方交付税も先行きが見えないなど地方にとっては、非常に厳しい混とんとした状況になっている時期でもございました。

さらに、平成18年4月で廃止となった「ふるさと銀河線」の後処理を始め、就任間もない頃の大雨被害と降雹^{こうひょう}、常呂川汚濁と北見市の断水問題、阪神や新潟の地震による耐震構造の見直し、長年の懸案でありました実郷・清住・西富地区を中心とする常呂川廃川敷地払下げ、一昨年の政権交代に伴う農業基盤整備、土地改良事業、戸別所得補償等々、その対応と新たな施策の構築など全力で走り続けてきた4年間でもございました。

そんな時代背景の中にあって、マニフェストで掲げた「9つの提言」に基づき町民が主役となるべき様々な施策を展開してまいりました。

まだまだ道半ばというものもございますが、町の責任、すなわち行政の責任、地域の責任、町民の責任、ともに背負う責任を考える時に、施策の進め方などでは当然のように町民はもとより職員についてもこの進め方に一時の困惑があったと思えてなりません。

それは、従来までの施策の多くは、ある意味では、行政主導で進めてきたことでもあり、町民主導に対する意識を持つことへの戸惑いだったと私自身は認識しているところでございます。

しかし、この4年を見ても町民の方々が自ら積極的にまちづくりに参加する意識は着実に高まってきていると感じておりますし、職員についてもまちづくりや町民生活に向き合い、町民と同じ目線に立って町民の福祉の増進に対する重要な役割を担うべく責任と意識改革は以前に増して高まってきていると感じているところでございます。

2点目に財政健全化戦略プランの現時点での到達点についてのお尋ねでございます。

このプランは、平成20年度からスタートし、プランの大きな目標として、一般財源ベースで平成20年度当初予算と比較し、収支2億円の改善を図ることとしてきました。

これまでの実績では、各年度目標額に対し、平成20年度で約300万円下回り、平成21年度では約7千万円ほど上回り、2カ年合わせて到達度136%という状況でございます。

この中には、投資的事業に充当予定の一般財源の一部を国から交付された地域活性化臨時交付金に振り替えたことと銀河線用地や高速道路用地として、町有林の売却など財産処分による臨時的収入があったことなど特殊要因も含んでいるところでございます。

このため、これら特殊要因を除けば、到達度は110%程度となっているところです。平成22年度については、予算執行中ですが、国民健康保険特別会計への財源補てんの額が伸びるなどマイナス要因もありますが、目標を若干超えるものと予想しております。

3点目の平成23年度以降、残りの計画期間における取り組みについてであります。人口減少、医療・介護関係経費の伸び、景気低迷、不安定な農業情勢などを勘案しますと引き続き、このプラン推進を基本に財政健全化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

ただし、計画当初、補助奨励事業については、集中対策期間である平成22年度をもって、ゼロベースで見直すこととしておりましたが、国の経済対策で地域活性化臨時交付金などを活用した事業を展開している中で、補助奨励事業のみ抜本的見直しを行うことは適当ではないと判断し、現在、一旦保留させていただいております。

また一方で、プラン推進の一環として昨年2月に「当面の基金管理運用方針」を策定し、実態に合った基金の組み換え、地域活性化基金の新設、管理運用の計画化など子育てや教育の充実、高齢社会への対応、医療費抑制に向けた保健事業の充実などに取り組むための財源確保に努め、さらに本年度からソフト事業に対する過疎債借入が可能となりましたが、償還額の3割は町の負担となりますので、減債基金に積み立てるなど将来にわたって持続可能なまちづくりを目指し、財政健全化に努めてまいります。

最後に4点目として、これまで実施してきた3つの事業に対する見解についてであります。

1つ目の「町内会・実践会活動費補助金の効果と今後の在り方について」ですが、住民自治活動の推進、運営・活動経費の町民負担の軽減、さらに町広報配付や連絡事項の伝達など町との連携協力関係の構築、親睦交流などを通じた地域住民の連帯感やコンセンサスづくりなどを助長する手立てとして効果があるものと考えているところでございます。

財政健全化戦略プランとの関係で申し上げますと平成21年度に町から補助金の見直し案を提示させていただき、町内会連絡協議会が中心となって検討され、実践会連絡協議会にもご理解いただいた上で、町側に町内会連協等から独自案が提案された経過がございます。

町としても、各連絡協議会が真剣にご検討されたことを尊重し、この提案内容どおり見直しを行ったところでございます。

今後の補助金の在り方としましては、通常の活動支援あるいは広報配付や町からの連絡の伝達協力などへの支援だけでなく、各单位会とも高齢化が進む中で、例えば、旧小学校区や複数の単位会が連携して、地域における福祉活動や子育て、防犯防災、環境保全など、地域住民がより暮らしやすい環境づくりを進める新たな取り組みを促すような、事業推進型補助金などの制度設計も必要ではないかと考えているところでございます。

2つ目として「元気なまちづくり総合補助金の評価について」であります。これまで、地元食材を使った食品加工、TMR方式による酪農経営への取り組み、特産品販路拡大、葬儀サポート事業、ファーマーズマーケット事業の立ち上げに対し支援を行い、旧訓

子府駅舎及び周辺の有効活用、経営効率化による酪農振興、地産地消、農業者と消費者との交流促進など、人、モノなど、町の元気づくりに貢献できたのではないかと評価しております。

3つ目として、「住民参加の仕組みづくりについて、町民の理解をどこまで得たと認識しているか」とのお尋ねでございます。

平成20年度に立ち上げた「まちづくり委員会」において、住民参画によるまちづくりについての議論や学習を重ね、本年度「住民参画ビジョン策定委員会」の検討結果も踏まえ、住民参画の仕組みの1つとして「まちづくり推進会議」を設けることに至ったところであります。

この会議は、町内会・実践会のご協力によりご推薦いただいた「まちづくり推進委員」の方たちで構成し、全町的視点で総合計画の推進などまちづくりに参画いただくものであります。

先月25日に委員の役割などの事前説明と酪農学園大学の河合教授を招いて研修会を開催したところであります。

委員のご紹介やまちづくり推進会議の中味につきましては、あらためて広報などにより町民の皆様にお知らせするとともに、会議の内容につきましても、その都度公表してまいります。

ようやく立ち上がったばかりで、町民の皆様の理解は十分とはいえないかもしれませんが、より住みやすい訓子府づくりに向けた取り組みでございます。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、今、お答えいただいた訳ですが、何点かについて再質問をしていきたいと思っております。

まず、はじめに、第1点目の4年間を振り返って、町長の執行に対する思いがどれだけ、町民の中あるいは職員も含めて理解されていると考えているのかということに関しましての質問になります。実は、前段にこの質問をすることになるのですが、今回の本会議の初日に町長からマニフェストの実績報告があったところであります。これについて、報告を受けて考えてみたところ、やはりマニフェストの1から9までであった訳であります。報告の中からも感じた訳ですが、このマニフェストに沿ったこの取り組みの経過を見てみると総じて先ほども言いましたが、財政の再建を図りながら、マニフェストの1から9までの項目をみても非常に評価のできるものということには間違いはないと思っています。これは、いわゆる自立したまちづくりをどうしていくのかという観点。それから、住民の福祉と暮らしをどう守っていくのかという視点として、基本的な理念に立った中でのマニフェストと感じていましたし、これを実際、この4年間の中でどこまでできるのかとの思いも実際あったところでありますが、一昨日の報告も含め、この資料も見ながら考えたところ、やはり評価できると考えているところであります。

しかし、一方で、これは私の考えよりも町民の方々から、このような点がなかったかということで、ぜひ町長に伝えてほしい、あるいは聞いてほしいとの思いで、これから質問をするととらえていただきたい訳であります。このような声も一方ではあるのもやはり

確認というのか、とどめておく必要があるのではないかとということで質問をさせていただきます。

決して少なくない数ではあります。その中身は何かと言いますとまず1つ言われているのが、今のこのマニフェストの評価とはまったく真逆のような形であるかもしれませんが、町長がこの4年間で何をやってきたのかがまったく見えてこない。その思いが4年間あり、いわゆる当初は期待をしていたが、なかなか私の期待に応えるような施策が見えてこなかったという思いの方もいます。そのような意見があります。

少し意見を羅列するような形になりますが、また、町長の言う町民参加、町民が主役、これはもちろんいいです。賛成できます。しかし、今、町民の生活がどうなっているのか、もっともっと私たちの足元をみて町政をやってきたのかどうか、これについても聞いてもらえないかという方も複数いらっしゃいました。1人や2人ではありませんでした。そのような声がまず1つあったということでもあります。

さらには、本当にやっとの思いで生きているが、どうもこの4年間、何とか委員会、何とか懇談会、あるいは研修会、勉強会など確かにその重要性もわかるし、必要なのだと思いますが、それもいいのですが、もう少し安心して生活がしていけるような施策が本当にとれなかったのかどうか、これについて、本当に真剣に町長は考えて、我々の思いを感じているのかどうか。これも聞いてほしいということでもあります。これも決して少なくない人たちであります。

もっと言えば、基本的に町長の考え方も価値観もまったく違う人たちが言っている訳ではなく、大方はやはり期待をし、何とかそこで変わっていくと思っていた人たちが、やはりこう思わざるを得ないような状況に追いやられている。これは何も一面的に町政がすべて悪いからこうなっているのではなく、今の国政も含め、政治に対する失望も含めての思いになっているとは思いますが、やはり、そのような声が現実としてある以上、それをどう受け止めるかもやはり町長が言う、町民が主役であり、地方自治法のいわゆる福祉の増進、これがもつぱらのいわゆる地方自治の仕事、役割である以上、もっともっと真剣に正面から向き合わなければいけないと思っていますので、このような思いに対し、町長はどう思われるのか、まず伺っていきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3点にわたって、再質問をいただきました。大きくまずとらえていただきたいということを最初に申し上げたいと思います。

国政も地方自治も100年を超える従来の政治や行政の進め方の中で、改めて民主導の住民主権を中心とする住民から発議する仕組みをどうつくるかということは、いっちゃんいっちゃんにしていけるものではない。すなわちそれは、町政の主人公である町民自身が主役として、全面に出てくる町政は、非常に一步一步やっていかなければならない重大な根幹に関わる流れの中で、私はそのことのご理解をまず1ついただきたいことが1点です。

2点目は、従来の箱物中心である、すなわち物を建てる、道路を直す、造るなどのことが優れた町政のリーダーという考え方は、いまだにやはりございます。そのこと自体、私は否定する何ものもありません。むしろいつの時代もその箱物行政は必要だと思いますが、しかし、マイナス部分として、このことによって、国をあげてその公共事業を優先とした行政の進め方が前段、一昨日も申し上げましたが、地方財政にとって、交付税の削

減、俗に言う、三位一体改革等に伴う、公債比率の増大に伴って、しかも合わせてある意味では強制的な平成の合併という状況の論戦の中で、私たちは、まず財政をどのように立て直すのかをそれぞれの自治体がしっかりとした考え方を持って、財政運営、町政運営を進めていかなければいけない。この課題を2点目として、どのように乗り越えていくのか、この4年間、私は非常に重要な部分であったことは事実でございます。その中でも今、工藤議員から指摘されたように、私自身が憲法の15条で保障されている国民は最低限度の生活を保障されるべきであり、福祉優先、そして自治法の本旨にあります地方自治の役割は、福祉が大事なのだということをいつも己の胸に置き換えながら、この4年間、町政を担ってきたものでございます。その点で申しますと今、ご指摘のあった3点をこの4年間で、そのような福祉が庶民の暮らしなどへ本当に激励のメッセージとして届いていたかどうかは、私自身も反省するところはたくさんございますし、さらに、2点目の住民参加、参画のものごとに対しても、今、まさに4年間かかって始まろうとしていることではないかと思います。それから、懇談会や研修会うんぬんですが、町民の皆様とこれは丁寧に議論してきた考えでございますし、これからもその考え方をむしろ優先していきたい。これは次の質問にもきっと出るでしょうが、私自身が財政を引き継いだ時の町の基金の残額は19年4月、17億円で行きました。今、町の基金は28億円まで達しました。すなわち標準財政規模を上回る状況まで、平成23年度では見通すことができましたので、これからは、ある意味、人々の町民の暮らしや生活を優先する。そのような施策にもし私が2期目担当するのであればやっていかなければならない。これは、1つの経過の中である意味では当然のことではないのかと私の与えられた使命ではないかと感じているところでございます。

さらに、町民の方がどこまで理解をしているかということです。これは、広報で出している。あるいは私自身が説明しているといってもこれは限界がございますが、情報の公開と町民に伝えていくことは、これからも積極的にやっていきたい。願わくば、もう1点、あとの議論にもなりますが、地方自治は二元性の仕組みでございます。すなわち行政は、町長を中心とするまちづくりと町民の代表である議会の二元性が我々の行政、この地方自治の仕組みであります。その二元性が単純化してきているとご指摘が専門家の中からも出てきております。すなわちイエスかノーか賛成か反対かの議論だけではなくて、やはりそこをグレーも含め、積み上げていくことが、議会と私どものこれからの関係であり、もちろん議会が地域に対し、町政の課題や状況を的確に議員として説明していく責任も問われている。これは私自身の責任と同時に議会の皆さんとともにこの4年間してきた結果として、不足であればともに私はこれから地域に対しての説明責任と理解を積極的に行い、2期目やることになりましたら、果たしていかなければならないと感じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただいたのですが、確かに私も町民が先ほど言ったような思いが町長なり職員の方々の責任として、すべて出てきている問題ではないことは十分わかっているつもりであります。今、町長が言われたような思いをする、もう一方にはやはり議会として、果たさなければならぬ役割、町民に対してやっていかなければいけないことがやれていなかった、やれていない、そのようなものに対する不満も含め、込め

られていることを十分思っているところであります。ただ今回、この場で言いたいの
は、やはりそのようにして、いろいろな思い、やはりまちづくりより、まず自分の生活が
どうなるのか、明日の生活をどうするのかとの思いに立っている人たちに、どのように町
長が寄り添っていくのか、向かい合い、共感していくかの姿勢、いわゆる政治姿勢がやは
り町長も必要になる。これから、もし可能であれば、今後4年間、新たな役割として、そ
のような場が出てくれば、当然、その思いでされるとは思うのですが、やはりそこが問わ
れているのではないかと考えています。決して先ほど言ったようなことを私に申した人た
ちが、明日から手のひらを返したように生活がよくなったり、環境がよくなるとは思っ
てもいない。ただ、困った時、本当にそのものがお互いに共感し合えるところで生きていく
自信、元気などのものが生まれてくるところにどう気が付くかが本当の意味での町民参加
のまちづくりに結びつく方向になっていくと考えています。その意味からいってもぜひそ
のような観点での行政、もし仮にその状況になった時には考えていただきたいと思っ
ています。その点であれば、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 工藤議員のご指摘は、町政を担う町長として、基本的な姿勢のあ
りようを絶えず問われていることは認識しておりますので、私は今までもこれからも今ま
で以上に職員とともにその姿勢を裏切ることなく町政を進めるべきと考えているところ
でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、そのような形で、いわゆる声なき声をどのように拾って
いくのかというところに目を向けなければ、やはり本当の意味での町長の言う町民参加、町
民主役にはならないということを心していただきたいと思います。

この点に関して、もう1点だけ職員との関係で町民の中からも出ていることを質問して
いきたいと思っています。今言われたように町民参加、協働のまちづくりを常々言っておられ
る訳であります。町民にとって、職員と町長とはやはり一体のものとしてみていること
があると思います。町長の思いは、職員も同じなんだ。また同じでなければ困る訳であ
りますが、その点から町民が主役とは言いながら、あるいは協働のまちづくりと言いなが
ら、どうも疑問を感じるというお話があります。これはどのようなことかと聞きますと別に
職員の方々の仕事のことを言っている訳ではないのです。職員の方々の仕事はまずい、ど
うも不満ということではなくて、これは本当に大変なことだと思います。これは、職員の方
々が仕事を離れた時点で、どうも町民と垣根を感じている町民の方が結構いらっしゃるの
です。確かに職員の方々にもプライベートがあり、家庭の問題があり、誰もが自分の休日
を含め、あるいは町内会等々の行事も含め、常に参加できることは、難しいかもしれない
が、でもどう見てもやはり少ない。そして、どうも、何ていうのか、親近感などの部分が
少ないのではないかと考えている町民の方々がたくさんいらっしゃるのです。やはり、
本当に大変です。職員は大変だと思うのですが、でも協働のまちづくり、町民が主役
と町長が言えば言うほど、そのものが浮き上がってきては、そのような事態になっては
やはりまずいのではないかと考えています。やはり一体のものとして、できる限り町民の方
々と一緒に楽しんだり、あるいは悲しみをともにしてみたり、そのような場をやはり大事に
するような気持ちがなければ、なかなか仕事だけの町民本位のまちづくりは難しいと思

ますが、この点について、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度か一般質問でもご答弁させていただいております。公務員は法律に基づいて身分を保証されています。それを勘違いをされたら困るのですが、親方日の丸で何をしても、悪いことをしなければくびにならないという誤った考え方であります。身分保証は、法律で定められた国民や町民に対しての生活を守る。そのために命を懸けて主義、主張は異なっても町政あるいは町長によき仕事を行うのが身分保証の考え方でありますから、この点は、私どもの職員は、理解しているものと感じているものでございます。そして、私は平成20年度から職員の地域担当職員を創設しました。ここでも何度もいろいろな議論がございました。時間を経過しながらやっと地域の中で少しずつ会議、あるいは集りに出席し、ともに行動する。そして、今年からは独り暮らしや高齢の二世帯を職員が自ら訪ねる状況も少しずつ生れてきています。そして、何人かの方からも具体的なことがあったことの報告も受けたりしているところでございますから、それをさらに日常的、一般的な会議に出る。あるいは集いに出ると役場職員の批判やいろいろなことがあり、とてもつらい。これは隠せない事実と思いますが、しかし、そこを乗り越えて町民の人とともに日常生活に触れる、学ぶ、同じ目線に立ちながら、人々がどんな生活をしているのかをきちんとつかまえる、把握するアンテナを張り巡らすことは、当然、職員、公務労働として、大事な姿勢と考えておりますので、私はその点についても職員に強く求めておりますし、これからも少しずつではございますが、町民の理解を得られるような職員の意識改革をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

もう1つは、役場の敷居が高いということも事実でございます。現に町長室へ入ってきたのが初めての人も本当に多くございます。夜間町長室では、100人以上の方がこの4年間で来られましたが、はじめてとお答えの人が多い。その点で言うと住民参画を何度かお話していますが、遠慮しないで役場の職員に声をかける。あるいは町長に直接、夜間町長室などに来ていただくことや、広報、広聴にも力を入れながら、そのような役場づくりに変えていかなければならないと考えているところでございますので、その点では、決して敷居は高くない。高いとすれば、ぜひ言っていただきたいということを申し上げているところでございますので、ここはこれからも努力をしてまいりたいと感じているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういった方向でお願いをしたい訳ではありますが、いずれにしても職員の方々は、特に今のこのような時代、公務員バッシングといいますが、非常に大変な思いをしながら仕事されているということもわかります。ただ、先ほど町長が言葉の端に出た親方日の丸ということから考えてみると親方は日の丸ではなくて、親方は町民という感覚にぜひ立っていただきたい。やはり憲法15条でいけば、公務員は全体の奉仕者であり、全町民のためにがんばるということになっています。これをすべてのプライベートの部分まで含め、考えてがちがちにしまうと逆に職員の方々の本来、犯してはいけないところまで犯すようなことにもなってもいけませんが、やはり1人の町民として、同じ目線に立って、共に生きる、生活していくところをぜひこれからも追及してほしいと思っています。

時間がないので、次の財政関係に入っていきたいと思います。

「財政健全化プラン」の現時点での到達については、先ほど答弁中であります。この財政については、2番、3番、4番等も含め、まとめて再質問をしていきたいと思います。

まず、到達点の関わりになりますが、第5次総合計画にあります、私もみていて、この度、一昨年来の地域活性化臨時交付金というものもあり、ほぼ達成されているのではないかと考えていますが、達成の状況と21年から23年度のローリング方式でやっていますから、この実施計画が出ていますが、この実施計画の中以外で、前倒しで達成できた部分がどのぐらいあるのか、もしわかればお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 国の地域活性化交付金等で総合計画、実施計画にないようなもので、どの程度できているのかということですが、例えば、先般、補正で上げさせてもらった事業でいいますと例えば、季節労働者雇用対策で662万円、高齢者・障がい者等地域見守りシステム構築事業で252万円、訓子府町住環境リフォーム促進事業で500万円、農業交流センター加工室の冷房設備の整備219万5千円、町営住宅フェンス改修で190万円、大きいものでいいますと東幸町に建設しました定住促進空き家活用で3,780万円、訓小、訓中屋外運動場整備を合わせまして、約4,200万円、居武士小学校通路整備事業で730万円、プレミアム付商品券発行事業で3回発行しております、1回目が200万円、2回目が850万円、3回目が200万円、主だったものでいいますと以上のような内容になっています。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これから第5次総合計画が28年度まである訳でして、これからまたローリング方式で順次3年間ぐらいずつ実施計画を策定していくと思うのですが、今お答えいただいたように相当、交付金の関係で前倒しで事業が進んでいることも含め、もう1つ、数字的なことで聞きたいのですが、19年から町長就任以後、21年度にかけて、おそらく22年度はまだ出てないのかと思いますが、経常収支比率のことです。これはいわゆる財政の弾力性、余裕度を計る物差しになるのですが、この経常収支比率と実質公債費率の推移を簡単にお答えいただきたいと思います。19年、20年、21年とお願いします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） ただいま、経常収支比率と実質公債費率の推移について、お尋ねがございましたのでお答えいたします。

平成19年度で申し上げますと経常収支比率88.2、平成20年度が83.7、平成21年度が79.7。実質公債費率で申し上げますと平成19年が18.8、平成20年度が17.8、平成21年度が16.6であり、経常収支比率で申し上げますと19から21年度までで8.5ポイント、実質公債費率で申し上げますと2.2ポイント下がっています。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 経常収支比率に関心がある訳なのですが、いわゆる財政の弾力性といって、基本的には70から80%程度が町村財政、自治体財政では望ましいといわれているそうです。いわゆる義務的経費として、どれぐらい経常経費として必要なものが割

合としてあるのか。残った20%から30%が余裕分として、いわゆる投資的な事業にまわせることになる数字でありますので、その観点からいっても19年から21年にかけて8.数%はやっと少し余裕が出て、財政に対する余裕が出てくる形になったと思っていますが、ただただ、まだまだやはり油断はできないとの思いをするところであります。これから投資的事业も含めて、おそらく総合計画の中で、いろいろな形で示されてはくと思うのですが、ぜひ、この経常収支比率を十分注意されながら、総合計画を立てていただきたいと思っております。

これを踏まえて、1、2点町長に質問というのか、確認をしたいのですが、1つは、これも仮定の話になるかもしれませんが、町長の本俸、いわゆる給与が自ら政策的判断で50万円にしてきた。それから副町長を置かないという問題、それから教育長については10%削減の形で今日までできていますが、仮の話になりますが、町長が現時点で話してもおかしくはないと思うのでありますが、今後、副町長をどうするのか、自分の報酬をどうするのか、給料をどうするのか。それから、教育長の10%の問題をどうするのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ここは非常に答弁が苦しいと言いましようか、選挙違反になりかねないことでございますので、少しご理解をいただかなければなりません、明日、明後日の審議で1つは原則に戻す。すわわち、地方自治法の160何条かの条文の細かいことは忘れましたが、副町長は置かなければならない設置義務がございます。しかし、市町村長は、状況によっては置かないこともできることがございます。これは何度もご答弁させていただきましたように、私どもの現状の先ほど工藤議員からもありましたように経常収支比率や実質公債費率の状況から見て、財政的には、非常に借金財政であり、すなわち財政状況の中で、借金の返済が非常に多い状況をどのように克服するかとの中での1つは、副町長を置かない。それと私の給料を50万円以下に下げることをお約束してまいりました。今、今後の明日、明後日で提案しているのは、それを1回原則に戻すことであります。すなわち副町長を置くことは当然のことであり、それから本則で決められております給料を73万円にまずは1回戻します。その上で新しい町長が政策的に報酬審議会等の意見を踏まえながら、どのように設定していくかを新たな体制の中で、提案する項目と思いますので、これ以上のことは、私自身では、ただ、副町長については、これは私が続投することになりましたら、置かせていただきたいという考え方です。原則に戻したいという考え方を持っておりますが、それ以上のことは控えさせていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） おそらくそのような答弁になるとは思っていたのですが、私の考え方としましては、やはり、財政の問題等々はあるのですが、まず副町長の問題なのですが、やはりこれは財政的にいろいろ余裕がないとはいえ、やはり副町長は置かなければまずいのではないのかと思っています。町民のことを考えるとなおさら副町長の配置は必要になるのではないかと考えています。これは先ほども言ったように町民とどう町長が向き合っていくのか、その観点から考えた時にも、やはり当然出てくる答えになっていくのではないかというのが私の思いであります。

それともう1つ、これは町長が誰になるかわかりませんが、政策的な判断でしかできない町長の給与の問題等々については、職員の給与との問題もありますので、そのことを十分考えていただきながら、少なくとも減額する立場に立たなければ、やはり今の町民の実態、いわゆる共感を得るような中ではやはり行政を進めていけないと思っているのが、個人的な考えであります。これの率についてはわかりませんが、やはり思い切ったものをまだまだ必要としているのが、本町の今の状態からして間違いはないのではないかと考えているところであります。ぜひ、これは、本当に仮定の話になりまして、なかなか議論は、かみ合うようなことにはなりません、そのような方向で、ぜひ心していただきたいと考えているところであります。

それから次の質問になりますが、最後になりますが、先ほども答えの中にありましたが、活動補助金あるいはまちづくり総合補助金の関係に触れたいと思います。実践会、町内会における助成、補助の問題なのですが、これは先ほど最初のお答えでいただいているので、いわゆる21年に役員会、町内会、実践会の連協の中での答申、意見などの中で留保してきたということは、やはり尊重すべきと思っています。それで、町内会あるいは実践会の果たす役割は、やはり先ほど町長が答弁されたように、非常に今後のまちづくりにおいても大きな役割を担っていかなざるを得ない。これは、本町独自の歴史的な経過もあるのではないかと考えています。

特に、実践会の問題でいきますと例えば、これは私の実践会の関係で、昨年100周年もあり、いろいろと勉強もさせてもらったのですが、やはりこの実践会というものを昭和30年に町が実践会としての形を作ったのが、昭和33年ということなのですが、私たちの部落では、やはり30年に当時の部落会長を中心として、やはりこの地域における自治制度を何とかしていかなければならないとの思いで立ち上げた、やはり歴史的な経過がある訳なのです。

その中には、いわゆる今、先ほどから町長が言う、町民が主人公であり、住民が参画しながら自治を行っていかなければいけない。そしてその中で自分たちの暮らしやあるいは当時の農業経営も含め、改善していこうというような発想の中で、実践会ができてきているのは紛れもない歴史的な経過ではないかと思います。やはりそういったところにいろいろ状況、世の中は変わってみてもやはり本町の特色として、自治活動の特色として、やはり第一にそこは評価をしながら、さらにそれを新しい世代に向け、どのように伝えて、そして新たな展開にしていくかが、やはり町政のやるべき大きな仕事の1つになると思っていますので、ぜひ、その点でもし考えておられることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、簡単に申し上げます。

1つは、人口減に伴う各地域の限界集落化が、すなわちその地域、実践会に占める65歳以上の人たちが非常に増えてきている。そのことをどのようにするのも我々の与えられた課題と思っていますので、それは行政が先導してどうするのかということも大事ですが、住民自身、地域の皆さんの声をきちんと尊重しながら、機能的で一人ひとりの町民の皆さんの生活を支えされる実践会活動に対しての支援をしていきたい。

もう1つは、長年の中で町内会、実践会の連協が、それぞれの活動をしています、しかし、合同で活動することがない。町内会長は比較的任期が長く、5年ぐらいやっ

すが、実践会長は毎年変わる状況がありますから全町的な課題について、議論がなかなかできない。その点で今回、まちづくり推進会議で1つ乗り越えていくきっかけとして推進会議を進めようとしておりますので、議員の言われることも受けながら鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 最後になりますが、もう1つ、まちづくり総合補助金の取り扱いなのですが、これも政策的な予算になることで、本当に町長が誰になるかで大きく変わる問題であり、現実、今答えをいただくのは難しいかもしれませんが、もし、仮の話になりますが、やはりこのまちづくり総合補助金の果たしてきた役割は、大きいものがあつたと思っております。確かに実際それに携わっている人たちにすると、大変な苦勞をしながら、補助金をもらったことによつての苦勞もあつたのかかもしれませんが、やはりでも、これは今までにない自主的な活動を支えてきた。あるいは発想を生んできたものになっているのではないかと考えています。もしこういったものが、仮の話ではありますが、失くすようなものではまずいと思っています。本町においてみても例えば、これは私にも言われていることなのですが、酪農、畜産、特に、酪農をやっている方々からは、酪農製品を使った何かを考えていきたい。そのような中で、何とか行政が応援してもらえようがないかというのを言われております。その意味においても、やはり新たなものが生まれつつある中で、そのものをぜひサポートしていく、いわゆる支援していくような施策も必要になってくると思いますので、その意味では、このまちづくり総合補助金の果たす役割は、非常に大きなものがあると思っていますので、この点について、これまでの評価も含めて、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まちづくり総合補助金については、審査会を設けており、審査委員長は、農業試験場の場長にあたってもらっていただきながら、できるだけ客観的な評価のもとで、この補助金を支出する仕組みをつくってまいりました。ご存じのとおり最大限で、1事業50万円の金額でございます。そのことが実際には、どれほどお役に立っているか私にはわかりませんが、しかし、受けた人たちの話を総合的にとらえてみても非常に励まされている。行政が50万円とはいへども貴重な税金を私たちの活動に振り向けてくれていることに対する感謝と評価に対する意見が大変多くございます。この点については、継続してまいりたいと考えているところでございます。昨日の夜間町長室でも、20代の若い酪農後継者が来て、私自身もいろいろな思いを聞かせていただくことができました。願わくば、この人たちを積極的に励ます仕組みづくり、新たな住民活動に対して、使いやすい町民税の1%を活用した住民補助も視野に入れておりますので、もし町政を担うことになりましたら、現在の総合補助金の継続とさらには新たな仕組みも作っていくことを考えてまいりたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それではこれで質問を閉じたいと思いますが、いずれにしましても本当に閉塞感の漂う今の政治状況あるいは社会状況の中で、同じようなことがこの町内の中でもそのような思いをしている人がたくさんいることもまた実際ある訳ですから、そのことを決して、そこから目を離すことなく、我々議員も含め、やっていかなければなら

ないことと同時に、もう1つ、やはり5年後、10年後、あるいは20年後にこの町がどうなっていけばいいのか、どうあればいいのかということに立ったやはり議論が、これからますます必要になってくると思っています。そのことも含め、もし仮に町政を担うことになるならば、そのことも視野に入れ、心に強く受け止めてやっていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど、工藤議員の質問に対し、町長から答弁の修正の申し入れがありましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、工藤議員の質問に対して、私の過ちを訂正をさせていただきます。

私は工藤議員の質問に対して、地方自治の本旨、すなわち憲法の規定する憲法15条の話をさせていただきました。この規定は「公務員を選定し及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」の条文でございますが、私は、この部分よりも答弁の中では、15条と申し上げましたが、言いたかったのは、第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権のことを申し上げたかったことですので、15条ではなくて、第25条ということで訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（橋本憲治君） それでは、一般質問を継続いたします。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして、町長にお尋ねいたします。

進みゆく高齢化社会への安心できる対応策を問う。

私たちの国は、世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えています。

「団塊の世代」（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上となる平成27年には、その人口が3千万人を超えると推計されています。

世界が注目しているこの時代をどう乗り切ったらいいのか、小さな町だからこそできる対応策があるはずです。皆さんが老後も安心して暮らせるために行政は何をすべきか町長の考えを伺います。

1つ目として「高齢者の足の確保」として、昨年4月から試験運行している「乗り合いタクシー」のこれまでの評価と今後の取り組みについて伺います。

2つ目として、高齢者の社会参加活動や地域交流を活発にするための取り組みをどう考えていますか。

3つ目として、本町を「誰もが安心して暮らせるまち」にするために何が必要と考えますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、西山議員から「進みゆく高齢化社会への安心できる対応策」について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「乗合タクシーのこれまでの評価と今後の取り組み」について、お答えさせていただきます。

乗合タクシーは、北海道運輸局長の許可により、昨年4月1日から今年3月31日までの1年間に限定して、試験的に運行しているところでございます。

利用にあたっては、事前に利用者登録いただくこととしており、その結果、126世帯から256名の登録がございました。

利用実態をみますと実利用人数は23名、うち日出町も含む実践会地区22名、市街地区1名で、この1月末までの延べ利用回数は231回、うち実践会地区の方が230回、市街地区の方が1回となっており、月平均23回程度となっています。

乗合率については、12.6%と非常に低く、運行側にとっては効率的といえない状況にございます。

町としては、利用実人数が少なく、乗合率は低いものの延べ利用回数の97%以上が75歳以上の利用であり、平均利用年齢が83歳といわれる交通弱者といわれる高齢者の貴重な足として利用されたこと、さらに試験運行を通じ、課題が浮き彫りになった点で評価しているところであります。

試験運行を開始して、2カ月後に登録者を対象にアンケートを実施しましたが、約半数近くの回答者から午前中の便の運行要望などがあり、利用者が高齢者ということもあり、高齢者の生活行動と運行便がミスマッチしていたことが浮き彫りになりました。

このため、町と運行主体であるハイヤー会社で早い時間帯での運行について協議しましたが、会社側の体制や通常のハイヤー利用者への影響などから、午前中の運行は困難な状況となっているところでございます。

試験運行期間は、この3月末までとなっておりますので、北海道運輸局とも協議しましたが、短期間であっても延長は認められないとの結論でございました。継続運行するならば、本格運行の手続きが必要との見解が示されているところでございますので、仮に本格運行に移行したとしても、現行方式では利用者ニーズとのミスマッチを解消することは難しいことから、乗合タクシーの試験運行は一旦区切りをつけ、一時的に空白の期間が生じるものの今後早い時期に、年齢や利用回数などの一部制限はあるかもしれませんが、現行制度をできるだけ後退させない新たな制度の導入が必要と考えているところでございます。

次に、2点目の「高齢者の社会参加活動や地域交流を活発にするための取り組みをどう考えているか」とのお尋ねでございます。老人クラブや若がえり学級、さらに文化活動やゲートボールやパークゴルフ場をはじめとする各種スポーツ活動など高齢者が社会参加活動をできる環境の確保に努めているところですが、その一方でこうした活動に参加しない、できない高齢者もあり、こうした人たちがどのようにかかわっていくことができるのが今後の大きな課題だと認識をしているところでございます。

こうしたことから、民生委員や介護予防サポーター、また、町内会などの協力もいただ

きながら、地域での高齢者の集いに取り組んでいるところもあり、現在は地域包括支援センターが中心となって事業を進めていますが、社会福祉協議会においても高齢者の見守りを主眼とした小地域ネットワーク事業を立ち上げようとしており、今後はこうした事業との連携を図りながら一層の取り組み強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の「本町を誰もが安心して暮らせるまちにするために何が必要と考えるか」とのお尋ねでございます。高齢になっても、障がいがあっても心豊かに暮らせることが大切だと考えていますが、そのためには福祉や教育を一層充実させるとともに、地域社会での人間関係が希薄になってきていると言われる中で、小さな自治体としてのメリットを生かした各種施策を展開し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 先ほどの工藤議員の一般質問を聞いておりまして今のこの時期に菊池町長に質問することで、ひとつ私も視点を変えようと思いました。それはやはりこの時期ですので、菊池町長がこの4年間にやってきたことを次の町長、菊池町長が次の町長になると考えないで、いったん白紙に戻して、次の町長に町長がどのようにそれを伝えていくのか、その視点で再質問をさせていただきたいと思います。

この乗合タクシー、これは町長が制定したまちづくり委員会の最終的な結論の中で町長に、まちづくり委員会から提案した1つの施策と思うのですが、それで去年の4月から試行運転してきましたが、最初から私は、試行運転の段階から午後の便しかないということは、これは当然利用が少ないということは、多分私だけではなく行政側の方たちもそのような予測はついていたと思います。それでお伺いしたいのは、この1年間、この施策に対しては、町からは1つも予算は出ていません。試行運転だからと思うのですが、他の町のいろいろな状態を見えますと国や道の補助を使って、試行運転をはじめていっているところがあります。うちの町が独自の方法で試行運転をはじめたことに対して、何か特別なお考えがあるのか、例えば、新聞に出ていました新十津川町では、同じ試行運転なのですが、事業費が町助成250万円と国の補助を含めて500万円掲げており、そしてこれはとても長い名前なのですが、地域公共交通活性化再生総合事業で、それには協議会を発足して、そこにいろいろな計画が出されることなのですが、その辺が少しうちの町のやり方と他町村とのやり方の違いに何かお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 元々は私が町長に就任して2年目の中で、広島県下の自治体を訪ねた時に合併した町村が足の確保をスタートしていることの実績、あるいは住民の声を聞かせていただいて、デマンドタクシー、乗合タクシーが必要ということを職員に検討せよという指示させていただきました。若がえり学級で町長に物申すという1コマを設けてくれました。グループ討議を行って、一番多かったのが、足の確保を町長何とかしてほしい。すなわち実践会に住んでいて町に買い物へ行けない。病院に行けない。そのような人たちの対応を何とかすべきだとの声が出まして、さらに、議員もご指摘のとおり、まちづくり委員会から1つの諮問という形で出て、私はご高齢の方、あるいは障がいを持った方の足

の確保は、行政が急がなければならない対応と考えていましたので、まずは議会にもお諮りしましたようにタクシー会社で運行することができないか。すなわち町がデマンドタクシーの補助金をいただいて車を購入して独自の路線を走らせるよりは、それによってハイヤー会社が運行不可能になることは避けなければいけない。まず第一義的にです。それから当初、町は60万円の予算を組みました。これはオペレーター、すなわちハイヤー会社で調整する事務員の給料が必要になってくることも話し合いの中で、予測していたこともあり、それらをみななければいけないことで組み、まずはとにかく走らせてみよう。それで、どの結果がうちの実態も含め、出るのかがこの1年間だったと思っています。

そしてもう1つは、教育長にこれもお願いをしまして、現在スクールバスは今まで通院の特定の人しか乗ることができなかった。このスクールバスについては、当初、最初に始めたのは、訓子府高等学校の子どもたちが通うのに乗れるようにさせていただいた。それから実践会の方たちがスクールバスに乗って町に出てくることも登録制ですが可能にした点で、まずはここからのスタートというのが第一歩と考えておりますので、これで良かったとは思っていませんので、次の町長に引き継ぎし、よいものをつくっていただきたいと願うばかりでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） この1年間の試行運転の中で、何人かの高齢者の方にお話を伺いました。やはり、最初はとても期待が大きかったのは事実で、先ほどの工藤議員の前段の町長の4年間の方針の中にあるように、まずは地域に職員が下りて行き、皆さんがどのように考えているか、それを確かめてから次の政策にかかろうとするやり方と思います。ふるさと懇談会で、そこの乗合タクシーについても説明をし、皆さんの考えを聞き、そして、スタートをしたと思います。その分とても期待が大きく、いろいろなアンケートにもその状況がとてもよく出ていたと思います。この1年を経過してみて広報にも3月号で、まず乗合タクシーをやりますということです。それから4月号に予算のことが出ていました。その60万円です。5月号には、4月15日現在で登録者が240人になりましたということで登録の呼びかけも出ています。そして8月号でスクールバスの一般利用開始のこととその乗合タクシーのことが出ています。それで8月号の時で、多分その256人、それ以降はそんなに変わっていないのではないかと思います。11月号に256人が現在登録されていますということで、それまでの4月1日から6カ月間の経過も町民の方たちに報告しました。やはり、そのアンケートも含め、午前中にぜひ、やはり私たちが年をとってもそうだと思いますが、やはり明るいうちに、暖かいうちにいろいろな用事を済ませたいのは当然のことで、その要望が多いことも最初からもしかしたら予測できたことではないかと思います。それで、試行運転を3月まで一応終わって、今年、その3カ月の空白時間が起きてしまう。先ほど言ったように町長が次の町長へ渡す場合にこの空白が最初からわかっていた訳ですから、このような施策はどうかと思います。それからご自分がやられる場合はもっと違うように改善していくこともありますが、万が一違う場合は、どのことを重点的に次の町長へ橋渡ししようと考えていらっしゃるのか、もう少し町民の側に立ってどのような利用がいいかを具体的に話せる段階まででよろしいですので、こういう形にしていきたいという理想でもよろしいですので、お話しいただけたらと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 午前中の運行については、まったくそのとおりであります。それからもう1つ私自身も大事にしていかなければいけなかったのは、現在のハイヤー会社の台数と運転手の確保の問題がありますので、この調整が1つは必要ということとスタートするのに私自身が町長というよりも2期目のことになりますし、新しい町長が政策的にどうするのかとの議論がございますから、これは運輸局の許可がまず3月で本格運行する前に切れてしまいますので、6月議会でご承認いただいて、それまでに事務的なつめを、そして7月からスタートさせたいのが本当のところでございますので、その辺ではスクールバスの乗車以外は、3カ月間は元に戻ってしまいますので、これはご理解をいただかなければいけない。

もう1点ありましたように、あなたが町長だったら、今後どのようにしようとしているのか。私は今、足の確保は、絶対必要ということはいわれるまでもなく、当面は町営のものをつくとか買うことは考えていません。これはハイヤー会社の協議が成功の上でという前提になりますが、1つは、タクシーの75歳以上の方の乗車率が高いことですから、年齢を限定しますが、基本料金を超える料金、すなわち520円を超える料金については、町内の75歳以上の方は、全部町で負担することを考えています。これは時間を朝からフルタイムです。その考え方を持ってハイヤー会社と協議をしたいと考えています。すなわち基本料金520円をお支払になれば町から実践会、実践会からどこに行くのでも利用できることを考えたいというのが1つです。

もう1つは、北見にバスで行くということであります。今、結構な値段になります。が、身障者に対するバス補助などは2分の1になっていますから、それを超えることは、今の現状では少し難しいかもしれませんが、何らかの形でバスも含め、北見市に出ていくのにもご高齢の方が、これは何歳からというのは、まだ規定できませんが、バスの補助もさらに拡大していきたいと考えて、何とかまず第一歩を試行ではなく本格運行に切り替えていくことを次の町長に伝えたい。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。それはとても町民にとっても望んでいることと思うので、ぜひ、町民にとって利益になることをたくさん盛り込んで、次の町長に伝えていただきたいと思います。

最後に2つ気になる点があります。この1年間、試行運転をしていた中で、この実態をみてみますと乗り合いがとても少ないです。ということは、ハイヤー会社にかなり負担となったのではないかと。それがどのように町に報告されているのか、町との話し合いがどのようなになっているのか、私たちにはわかりませんが、その1年間の負担をどのように補てんするのか、補てんしないのか。その60万円は、事務的な手数料と聞いています。それはかからなかったから、今回の補正で削減されましたが、別な経費の部分で1点と私が通告書を出したその日にある1人の方からお電話があり、障がいを持っている方なのですが、障がい者に対する先ほど言った福祉的な施策はありますが、このいろいろな障がいを持っている方が、例えば、月に何回か皆で町に集まって、交流を持つ時にやはり実践会から来る場合は、この乗合タクシーは、とてもありがたいのです。時間が限定されていることとあと障がい者ですから車いすに乗っている方が来たくても来られないことがあります。

次の町長への提言のこともあります、その中に将来的に車いすも乗せられるような福祉タクシーというのか、専属な福祉タクシーを今後考えていかれるのかどうか、その要望があることも今この場でお伝えし、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2点、お話がありました。まず乗り合いが少ない。それからハイヤー会社に負担がかかっているのではないのかということでございました。

これはできればデマンド、乗り合いですから同じ地域の人が隣の奥さんと私も一緒になって、同じ時間帯で、誘い合いながらということですが、その隣り合わせのうんぬんというのは少なかったというのか、ほぼなかったということです。考えられますのは、やはり個人で乗りたい。乗り合いよりも個人で乗りたいということが強いことが1つあるのではないかと思いますので、これらも含め、先ほど言ったタクシーの補助等に力を入れるべきではないのかと感じているところです。タクシー会社とは、これらについては、何度も協議しておりますので、これに伴う例えばタクシー会社に対する負担が多くなったことはないとの報告を受けておりますので、これは金額的なことというのは、現状では考えていないので削減をさせていただいたというのが1点です。

それから2点目は、障がい者に対することです。現在車いすのことについては、社会福祉協議会で町内の移動についてのいくぶんかの負担をいただきながら、車いす対応の車を配車することも実際にはやっております、実績は手元にありませんが、実績も出ているようでございます。ただ、将来的に福祉タクシーのことについては、今後、タクシー会社との関連の中で、今度、新たに1台を購入する際には、私どもの助成も含め、タクシーも考えていただくようなこともこれからの検討の中で議論をさせていただきたいと感じているところでございます。このような形で現実的な対応をより具体的にしていきたい。

もう1点は、これも昨日お話を申し上げましたが、新しい予算の中で従来は重度の身障者に対するタクシーチケットの助成をしておりました。これについても実際には利用できない。ほかに又貸しすることもできない。何とか利用勝手のいいものにしていただけないかとの意見がずっと寄せられておりましたので、今後新たにガソリン分のチケットへ代わり、どちらか選択してガソリン代の経費を補助していく形も含め、少しずつ現実的に利用勝手のいいものにしていきたいと感じているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 私も今年60歳になりますので、60歳から高齢者と言われるそうですので、自分も将来、元々運転がじょうずではないので、どんどんへたくそになり運転ができなくなった時、この乗合タクシーがもっと高齢者の足の確保がもっと充実した内容で実行されていることを強く強く望みます。乗合タクシーについては、自分もそうですが、町民の方もより多く期待していることを念頭に入れてよろしくお願いしたいと思います。

次の高齢者の社会参加活動とか地域交流をどう考えているかのことなのですが、高齢化社会と言われていますが、高齢化社会は、高齢化率が7%から14%に至った場合を高齢化社会と言うそうです。高齢社会は、14%から21%に高くなっていった場合であり、もう高齢したということだと思えます。超高齢社会が21%を超えた場合、私たちの

日本という国がなぜ今、世界から注目されているかは、その7%から14%に至るまでにたった24年しかかかっていない。その超高速高齢化の進み具合が世界から注目されているそうです。例えばフランスですとまだ115年、スウェーデンですと85年、ドイツですと40年という形で、世界に例を見ない速度は、私たち日本人も一体どうなるのかは、だいぶ前から言われているのです。きちんとした政策がとられていないのが現状で、とても不安な面がこれからいっぱい出てくると思います。先ほどの町長の答弁を聞いていても高齢者イコール福祉が、どうしてもイメージにあります。が、実際は、歳を重ねていくのは、一度に年を取る訳ではありませんから、私が60歳になったとしても1年1年体の衰えや能力の衰えは感じますが、元気な方はまだたくさんいらっしゃいますし、60歳で定年を迎えて、会社員だとしても、その後まだまだ仕事ができるというのは各個人、皆さん自覚していらっしゃると思います。ただ、その能力を活かす場がない。全国的に高齢者の人にいろいろなアンケートで統計をとっているみたいですが、誰かの役に立ちたい、社会の役に立ちたいと思っている人は、8割程度いらっしゃるそうです。でも、誰かに面倒を見てもらいたい。体も弱くなり、面倒を見てもらいたいという受け身側の方たちは3割程度で、まだまだ高齢者の人が逆に面倒を見てもらわなければいけない人に対して、役割はたくさん持っていると思うので、そのような仕組みづくりをまず私たちのような小さな町から始めていけばどうかと思っています。それがまた、生きがいにもなったり、少し落ち込んでいてもそれが元気になったり、子育ては終わったが、まだ社会に対して、自分の役割があるということは、すごくこれから高齢化社会をもっと活性化していくには大事なことだと思います。私たちの町を今振り返って、町長から見て今その面で高齢者の役割が実践されている個所はどのようなところなのか、またこれからのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもの町は、高齢化率といいたしましょうか、超高齢社会、すなわち30%を超えています。町民の全体で、この間の国勢調査では、約5,500人弱になった中でも30%を超えていることですから、1,800人ほどの65歳以上の高齢者がいる。

しかし、私がこの町に来た頃の20代の高齢者とは違って、今の高齢者の皆さんは本当にお元気であります。それは冒頭の答弁でも申し上げましたように、かつては、各老人クラブで旅行をしたり、あるいはゲームをすることにとどまっていました。昭和30年代後半から出来上がってきた老人クラブも本当に変わってまいりました。その点で言うと社会教育や社会体育が果たしてきた役割、すなわち、ゲートボールやパークゴルフをみても、さまざまな新しいスポーツ、レクリエーションの競技をみても、高齢者の参加率は極めて高い。それから文化活動でいっている若がえり学級は、組織的に学習活動を展開しておりますが、さらに、文化活動も含めたこの役割は、非常に参加率が高いものがございますし、実にいきいきと元気に生活していらっしゃるものが30年前とは様変わりしたといってもいいぐらいで、私は、65歳以上がご高齢といっているのかどうか分かりませんが、とにかく、私どもよりも元気というぐらいの方たちが多いことも実態として、私たちは理解をしていかなければならないと思っています。

しかし、そうはいっても2つあります。

1つは、誰しもがどんなに頑張っても高齢になっていく、体が心身ともに不自由になっていく状況を自らが、あるいは行政がどう乗り越えていくのかが1つ。

それから、そう1つは、誰かのおんぶになるのは、誰しもがそれは望むところではないと思います。いくつになっても、寝たきりになったとしても社会的な役割を担いたいというものが人間としての基本的なことではないかと思いますので、その2点の役割を担っていただくことは、私自身の政策の中で話をしてきましたように、願いとすれば、ボランティア活動がもっと地域的に、もっと組織的にさまざまな団体や地域を通じて、ボランティアの活動が一層助長していくことが大事なのではないかと思います。ここはまだまだ社会福祉協議会等でスタートし、実績をみてもまだまだ不十分でございますから、これは地域の力も借りながら、それこそ買い物やあるいはお話やいろいろな役割をもっともっと広めていかなければならないのが1点目です。

それからもう1つは、自らの老いにどう立ち向かうかであります。これは、あまた多いいろいろな講演会等を開催したり、いろいろなことを実施しておりますが、例えば、訓子府で申しますならば、末広町、若富町、若葉町、東幸町が月1回平均で行っている高齢の方に対する健康、自分の体を改めてチェックあるいは機能を高めていく活動が活発に今、市街地を中心に自主的な運営として出てきておりますし、それから介護サポーターの人たちも増えてきていますし、さらには、これらの養成講座に対しての参加者も非常に増えてきている状況で、登録者は現在、介護サポーターが38名と報告を受けております。さらには65歳以上のこれも月1回ですが、自主的なサークルとして、はっちゃき塾等々の活動等を含め、述べの活動数は362人と報告をいただいておりますので、これらも一層強化をしていかなければならない。すなわち予防事業として、展開していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ただいま、はっちゃき塾について出ましたが、私も偶然にあちらこちらから、はっちゃき塾に行っているのですよ。とっても楽しいのですよ。その中には80歳を過ぎた方もいらっしゃいました。何が楽しいのかと伺いましたら、やはり定期的に皆が集まる。たった15人なのですが、皆が1つのところに集まって、例えば、年若い人たちだけが集まるとまたそれは老人クラブでもよくあることですが、そこに緩和剤というのか、活性化するものが足りなくなってしまう。皆、愚痴を言い合ったり、自分の意見だけを言い合ったりする状況が起きやすくなるが、この介護予防事業には必ず保健師がついており、いろいろな指導をしてくれます。そこに新しい風を吹き込んでくれるのです。そこに集まった人たちが、いろいろなことを期待して集まるのですが、そうしてそこでお茶を飲みながら、いろいろなお話をしながら、1つの目標に向かって頑張っていく姿が、これはいくつになっても、子どもが学校を楽しいと思うのと一緒で、やはり皆で何かをやるのはとても楽しいことだと思います。今、町長が元気な高齢者として、いろいろな形でお上げになりましたが、一方、先ほど工藤議員が言われていたように私も行政と関わるようになって常々思うのですが、何かをやりますから集まってください。このような講演会がありますよ。このような委員会がありますよ。大体出て来られる方は、顔ぶれが同じといったら語弊があるのですが、似たような方が多い。そのように自分から進んで活動に来られる方は、本当に元気な方が多いのですが、なかなか情報がうまく伝わって

ない方や本当は行ってみたいが、今ひとつ気持ちがそこに行かない。一人で行くのは億劫^{おっくう}など、いろいろな理由で参加されない方たちが、底辺にたくさんいるのです。やはりいろいろお話を伺っていくとびっくりしたのは、乗合タクシーの仕組みすら、ご存じない方もいました。それは登録が面倒くさいと思っていた。やはり行政側がきちんと周知していますと言ってもそれがなかなか十分に行きわたらないのが現実で、あふれるほど、しつこいぐらい、諦めず頑張って、いろいろな方法で伝えていくことで、やはりいろいろなタイプの人たちを社会に参加させることが大事であると思います。それで、高齢者の国の対策関係予算を見る機会がありまして、例えば、就業と所得、先ほど言いましたように、年を取ってもまだまだ働きたい。生活が豊かでないから、いろいろな収入を得たい方もたくさんおられると思いますが、就業と所得に対する予算が、何と10兆3千億円、去年だと10兆7千億円ぐらい出ているのです。健康と福祉に対しては、6兆8千億円、あと学習、社会参加、たぶん社会教育のほうに関わるとは思います、それに164億円。生活環境に対しては153億円、調査研究のための推進には239億円。もうピンとこない数字ですが、これだけ、たくさんの予算が国から充てられているが、私たち地方にはどのような形でそれが使われているのか、みえないのですが、特に、就業所得に関する予算は具体的に私たちの町では、どのように政策として下りているのか、おおまかでいいですので教えてくださいたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁するには非常に難しい質問でありますので、これは統計上のことも含めて、間違いを言ってはなりませんので、お時間をいただきたいと思いますが、現状では、今、手持ちの資料では持ち合わせてはおりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。それでは、どうしても菊池町長にお聞きしたいことが1つありました。それは、私たちは今回、マニフェストの実績報告をいただきましたが、そのマニフェストの4の中に「地域単位の高齢者見守りシステムや高齢者や町民による地域のたまり場、サロンづくりを町内会、社会福祉団体、ボランティアの皆さんとともに早急に実現を目指します」の項目がありました。この中身は、災害弱者緊急装置の設置や地域ケア会議専門部会の設置や地域包括センターにおける相談の体制、ボランティアセンターの設置、敬老祭の見直し、高齢者への医療情報キットケースの配付事業。障がい者外出支援サービス事業。高齢者の先ほどの乗合タクシーやスクールバス、通院バスの補助について書かれています。この中に地域のたまり場、サロンづくりが1つもないのですが、先日、デンマークの高齢者福祉をいろいろ私たちの町で教えてくださった澤田真智子さんの講演を2回聞きましたが、その中にも最後に澤田さんが皆さんに聞きました。訓子府町で誰でもが気楽に集える場所がありますか。しかも無料です。その時、お隣の方たちとないねと話をしたのですが、町長は、この時、どのような施設を頭に描かれたのか、その点も含めてお話を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） あの時も申し上げましたが、福祉講演会で澤田真智子さんが講演をしていただきました。あえて私は先進国であるデンマークの大使館にお勤めで、福祉活

動をしているマギーこと澤田真智子さんに本町に来ていただきたいとラブコールを送って実現した講演会でございます。それは日本の将来の福祉の形がアメリカ型なのか、ヨーロッパ型なのも含めて、やはりヨーロッパ型は1つの典型ではないのか。そこでは誰でも気軽に集える場所などが必要ということと私は例えば政策の中で、サテライトを本来、町内の北訓、末広、鉄北、日出と4カ所にサテライトを形成して、そこに週1回なり、順番を決め、作業療法士や保健師を配置する。そこでは気軽に地域的な交流を深めていく政策をかなり意識してマニフェストを作りました。これは、先ほど私は80%という話をしましたが、残りの20%は、まさに実現できない、非常に難しいことの1つに、私は鷹栖町で実践していましたが、これはデンマークにならって、実践しているやり方ですが、これを政策として、頭に描きながらこの4番目のシステムを考えたのが本当のところでございます。しかし、実態としては、例えば、職員の体制、作業療法士を入れるよりも優先しなければならない部分として、保健師の充実等を先駆けなければいけない。それから地域的な中で、強化する地域のコミュニティをどのように形成していくかを含めて、道半ばの代表的な中に、この政策がございます。その中でも私は先ほどもお話ししましたように地域包括センターが実施しているさまざまな市街地区で行っているテスト的なケース、これは1カ月に1回ですが、このことを日常的に地域の中で、実施することができないかをまだ模索中ではありますが、これは行政の限界とそれから地域住民のボランティアとしての仕組みをどう確かなものにしていくかを抜きにしてはできないと考えておりますので、今後の検討課題ではないかと考えております。行政の限界は、おのずとありますので、そのところは次のステップに、町政を担う方に引き継いでいきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 町長の描いている高齢者のサロンと私が考えているのとは少しイメージが違うのですが、私は、高齢者だけを集めるのではなく、先ほど言ったように、高齢者イコール福祉の考えをやはりどこかで取り払わないといけないと思うのです。もう60歳近くになりますと先ほど言ったように、今、特に、子どもたちは離れて暮らすことが多いですので、もう夫婦二人きりになることが多いです。そうするともう少子化の中で、小さな子どもと触れ合うこと自体も本当に少ない。孫がいる家はいいですが、お孫さんがいらっしやらないお家もたくさんありますから、町民のためのサロンは、高齢者だけが集まるのではなくて、逆にいろいろな人が、そこに集まり気軽にお話のできるものであり、特別な作業療法士などは別と思うのです。必要とする人がすればいいのであって、町民同士が交流を深め合える場がないかと思い、訓子府町はどこにあるのかずっと考えたのですが、1点、似ているところが1つあります。それは図書館です。図書館は、町民であれば、町民以外の方も入口から簡単に入り、皆がいらっしやいませではなくて、こんにちはと職員の方が声をかけてくれます。ただいかんせんあそこは本を読む場所であり、おしゃべりをしたり騒いだりではできません。気楽に誰でもが入れて、中にやはり職員がいるのは、とても安心できる。なぜかと言うと職員は町民に対して基本的に公平な見方をしてくれるはずで。先ほどののはちゃき塾もやはり皆にあそこに集まった15人には何とか元気になってもらいたいと考えていろいろなことを準備してくれている保健師がいるから、そこに集まった人も楽しい時間を過ごせると思うのです。だから、全国的にはN

PO法人がいろいろなたまり場をつくっているところがどんどん今増えています。それはやはり求めている人が多いからではないかと思います。

今、少し話が変わりますが、訓小で3日間インフルエンザにより、学校が休みになっています。私の孫が一人で日中留守番をしているので、お昼に行くのですが、昨日叫んでいました。ばあちゃん学校に行きたいよ。一人でいたら好きなゲームをたくさんできるはずなのです。勝手気ままにできるはずなのです。しかし、こんなにつまらないことはない。早く学校に行きたいよ。それから一人で暮らしている私の母も叫んでいました。父が亡くなって10年になりますが、隣に娘はいるが、日々の生活の中で、朝から晩まで1人でいることがどんなに切なく寂しいことか。最初の頃は仏さんに向かって一生懸命しゃべっていたが、返ってこないし、テレビも面白くないし、そうやって段々80歳を過ぎてきますと昨日までできていたことが、もうしたくなくなる。意欲がなくなる。気力がなくなる。そこから病気につながっていくと思うのです。徳島県上勝町に行った時も80歳過ぎのおばあちゃんたちが大きなマウスを使って、コンピュータに向かい自分の売り上げを一生懸命に管理している。そこは何かというとやはり役割、社会に生きていて、自分もこのような役割があることを自分が実感できる。それは日々の日常ではないかと思います。

本当は、このことを議会では言うつもりではなかったのですが、事が過ぎてしまったことなのですが、日出町内会で保育所跡地の利用問題で町民課から声をかけられました。どうしますかの形で町内会の役員で町内会の人たちを何回も集めました。話し合いました。でもやはり町内会の総会も大体今までも決まった人しか出てこないのです。その中で決められないから、それでは皆で投票し、賛成、反対を決めようじゃないかということで、役員がみんな配って、投票をしました。すると日出保育所跡地を地域集会所として、使うかどうかということなのですが、そしたら賛成が40の反対が47、無効が8、未回収14、賛成が少し足りないからやはりだめということで、もう1回役員会を開きました。ところが、何回かの役員会の中で、老人会の方が多いのですが、どのように使えるのか。ふれあいセンターがありますから、ふれあいセンターは公民館と同じで、何月何日の何時から何時まで使わせてくださいということを管理者に言って使用料を払って使いますから、日常ふらっと行って集まれるところではありません。地域集会所は、幸楽会の人たちもそうですが、そこに行ったら誰かがいるのではないかと集まれる場所にできると思うのですが、それでそこでやはりいろいろな話し合いがまたもたれて、もう1回皆を集めることになり、本当に何回も集まり、臨時総会を開き、その中で話し合ったのですが、やはり結論は出なくて採決しました。参加者35人の中で、賛成が21、反対が13、委任状が55ありました。その中で意見が出たのは、例えば、ふれあいセンターにも卓球台はあるのですが、やはりそれは、みつばちクラブのこともありますし、いつでも簡単にできない。私は本当はすごく卓球がしたかったという人や、やはりあそこにはいろいろな設備、備品がたくさんあります。保育園でしたから、おもちゃもありますし、子どもたちも例えば日曜日に行くところがない時、使えると思います。皆とてもいろいろな発想が浮かんで楽しい気分になったのです。それをもって町民課に行き、町長にお話を伺ったら、これは単独の町内会で使う場合は、無償譲渡しかだめという回答がありました。もうがっかりして帰ってきました。無償譲渡になりますとやはり将来的なことを考えて、町内会がそれを背負うことになるとても重いのです。それで、この話はもう終わったことだったので

が、今年の新年会で、また隅のほうで、あの話はあれで終わったんだという声も聞こえたのです。やはり数は別としても期待していた方たちがたくさんいたことで、私は思うのですが、例えば、もう2年以上あそこはそのままですが、とてももったいない。先ほどの乗合タクシーの試行運転と同じに、例えば、半年や1年間、例えば、日曜日だけでも皆さんに開放するので、何かいいことに使ってみてくださいなど、行政側からの提案として、交流の場を日出地区だけではなく、全町民に向け、中の備品も自由に使っているんで、皆で楽しく使える場として、呼びかけができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 職員に答えていただければいいのですが、時間があまりありませんので、かいつまんでお話をさせていただきます。

1つは、私自身、はっちゃき塾よりもその地域の中で、町内会などが中心になってやっていることをできるだけ実践会にも広げていきたい。それは月何回かでも構わないので保健師や専門職の方、あるいは地域のいろいろな人たちも参加しながら、そこを拠点、中心にしながら、活動が豊かになっていけば本当にいいとの願いから発言をしております。

しかし、日常的に自由に参加できる施設は、図書館以外あるのかと言われると例えば、公民館には職員がいます。それからスポーツセンターももちろんそうですし、うららもそのとおりでありますので、使用料の問題は別といたしましても、専門職員を配置していますので、積極的に今も使っていていただいておりますが、より積極的にお使いいただくことは大事ではないのかということが1つです。

それから、日出の問題については、別の問題でして、今、地域集会所は中の沢を中心にして、維持も含めて、行政改革の中で、使っていないものを行政財産から一般財産、普通財産にして譲渡しましょう。地域の会館は、地域が24時間、自由に使っていただくことのために地域で話し合いをして、中の沢保育所、かつての生活館を福野実践会が譲渡を受け、運営をしていることになっています。

今、もう1つは、類似するもので言えば、北訓がその形で議論をし、最終的には北栄実践会が北訓生活館を管理し、24時間自分たちが運営して、自由に使うことになっています。今、日出で言っている会館は、将来的な問題があるため、24時間使わせていただきたいことについては、他との問題があり、わかりました、そうしてくださいということにはならないので、ご理解をいただいたと私は考えております。一部には、普通財産といえども町の貴重な財産を無償で地域に譲渡することがいいのかどうかの議論ももちろんございます。それから、今、緑丘の生活館も会館として使っていますが、これは、将来、北訓が地域の財産になった、あの体育館を地域だけでまかなうことは非常に難しいことで、臨時交付金を活用させていただき、半額程度のものを行政が負担し、半額は地域が作業に出て、体育館の廃材の排出などをやってくださいということで、議会の議決を経て、あそこを取り壊した経緯がございます。その点で考えていきますと私は将来、日出の保育所全部を日出の財産にしてもらって、そして取り壊しも排出も含め、地域でやるかどうかは、これは緑丘も全体を含め、私は課題と思っていますので、私は、その時にどうぞご自由と言わなかったのは、そのような町内の状況も踏まえて、ご理解をいただいたと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） その日出地域集会所については、本当に地域としては、理解したということなのですが、もっと大きな意味で、町民の交流の場をどのように設けていくつかをもう少し職員間で町民の声を聞きながら、今後ぜひ進めていってほしい。それは、やはり高齢化していく中で、年を取った人も決して無用ではなく、子どもたちや若者にとって、今まで経験してきたことや伝えていかなければならないことを日常の中で、気軽に伝えられる場があれば、それを職員が仲介していく形で理想的なものが訓子府でもできたらいいと思っています。よろしくお願いします。これで私の質問は終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

少々早いですが、ここで、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、皆さんご参集お願いをいたしたいと思います。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（橋本憲治君） それでは一般質問を引き続き、継続いたします。

次は、9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。通告書に従いまして、私の一般質問を進めてまいりたいと思います。

1点でありまして「あふれる笑顔、ふれあいのまちへの取り組みについて」であります。

自然災害をはじめ、国際的民主化運動の拡大による混乱。また、国内では、国政の不透明感・不安定さは、地方においては、将来展望を持たない状況に追い込んでいると思います。

我々の生活を直撃する穀物などの世界的生産量や価格の不安定さをはじめ、原油価格の高騰を考えると明日の生活さえ不安を持つところです。

さまざまな不安要素が浮上する中でも、町民が地域の中で笑顔でふれあい、安心して日々の暮らしができるように、町行政としては、努力をしなければならないと思います。

このような観点から第5次総合計画を再確認し、訓子府町のあるべき姿を目指した行政運営の遂行が重要であると考え、町としての姿勢を伺いたいと思います。

1点目は、安全で安心して暮らせる環境づくり。

2点目は、町民の生活が持続可能な体制の構築。

3点目は、住民のふれあい対策。

4点目は、町の財政安定に向けての施策についてであります。

以上、4点について伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、上原議員から「あふれる笑顔・ふれあいのまちへの取り組み」について4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

最初に、総合計画について、若干ふれさせていただきます。

第5次訓子府町総合計画は、将来像を「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち ～子どもの歓声がひびくまちづくり」とし、基本目標として1つ目で「健康で笑顔あふれるまちづくり」、2つ目で「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」3つ目で「快適で安心あふれるまちづくり」、4つ目で「にぎやかで活力あふれるまちづくり」、5つ目で「みんなの力で魅力あふれるまちづくり」を設定し、平成19年3月に平成27年度までの10年間のまちづくりの指針とするべき町議会特別委員会の審議を得て議決されたものでございます。

総合計画は、10年間の長期計画であり、受け継がれてきた訓子府町の歴史の中の通過点である4年間は将来像の目標に向け、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様ならびに関係各方面のご支援、ご協力の中、職員を含め一丸となって進めてきたところでございます。

私の町長就任1年目にスタートした計画でもありますので、私の9つの緊急提言した施策や継続的な施策なども含め、町の将来像であり、目標である「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち ～子どもの歓声がひびくまちづくり～」を全町民あげて目指していくものであることをご理解願います。

ご質問の1点目の「安全で安心して暮らせる環境づくりについて」であります。住民が安心して暮らせる生活を支えることがまちづくりの基本であります。

私の政策として「安心して暮らせる福祉の町をつくります」「環境を考えた住みよい町をつくります」「子どもたちが元気に育ち、明るく学ぶ町をつくります」にもふれておりますが、福祉、医療、保険や子育てなど住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくりや自然災害への対応、ライフラインの機能維持、さらには、道路・河川などの社会資本整備、交通事故や犯罪の防止など町民が安全で安心して暮らせる環境づくりが必要と考えています。

2点目の「町民の生活が持続可能な体制の構築について」であります。住民の安心した暮らしを支えるため、将来に夢が持てる元気な産業を支えることがまちづくりの基本であります。

T P P問題などで多くの課題を抱えている基幹産業である農業の振興施策、^{ひへい}疲弊している商業の振興施策、地場の中小企業の振興施策などが必要であり、私が就任以来、申し上げている「町民こそが主役」の理念である「住民参画」を促し、住民、地域、職員さらに町全体が協働という体制になるのが理想と考えているところであります。

私の政策「農業も商業も将来に夢がもてる元気な町をつくります」「町民一人ひとりの知恵とパワーで訓子府の未来を決めます」にも掲げています。

3点目の「住民のふれあい対策について」であります。人づくりがまちづくりの基本であります。

いつでも、どこでも、だれもが学習できる公民館や図書館、スポーツセンターといった公共施設の活動や高齢者健康活動を通じて生きがいづくり、仲間づくりなどにつながっていくものと考えています。

孤立しがちな高齢者、障がい者の方については、ボランティアセンターを中心とした交流や対話などによるふれあいの場が重要と考えています。

私の政策でも「みんなで学び合い文化のまちをつくります」に掲げているところです。

4点目の「町の財政安定に向けての施策」についてであります。ここ数年の財政状況を申し上げますと町の歳入予算の50%以上を占める地方交付税が回復傾向にあり、ま

た、総額6億円にも上る度重なる国による景気浮揚施策を活用しての事業実施、そして今まで町民と共に一体となって取り組んできた財政健全化戦略プランの着実な実行などにより、一時言われていた基金の底がつくような危機的状況は脱したと認識しております。

この間、ソフト事業に関する施策実施のために地域活性化基金を新設し、この中で、今後支出増加が見込まれる戸籍システムなど電算関連経費負担に対応するため、新たに「電子行政」の区分を設ける新年度予算を提案しており、また、今後、福祉・教育関係などで必要な施設整備に備え、社会資本整備基金に積み立てをするなど、基金の充実を図ってまいりました。

財政の立て直しを優先した町政を進めてまいりました関係で、控えておりましたが、今後、基金を活用しながら必要な施設整備も実施していく必要があると認識しております。

お尋ねの町の財政安定に向けては、国の財政状況を見ますと地方財政はなおも不安定であることから、今後も同様に行政改革を推進しながら「誰もが住み続けることができるまちづくり」に向け、農業・商工業など産業振興や福祉・教育施策の充実によって、人口減少に歯止めをかける努力を続けるとともに「町民こそが主役」であることを基本理念とし、多方面から住民ニーズを把握し、協働しながら最小の経費で最大の効果を上げる「町民参画」のまちづくりに引き続き努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、ご質問のありました4点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 私の一般質問の内容を前段で、2議員が質問したものと交錯し、回答に重複するところがあるかと思います。その辺については、執行体制側でその旨をお伝えいただければと考えます。

それでは1点目の「安全で安心して暮らせる環境づくり」についてであります。

今、るるお答えをいただきました。町としてのいろいろな施策も含め、取り組んでいることは承知の上でございますが、まず、我々が住む上で、治安の維持が大切と考えておりますし、災害時の対策がどうなっているのかが基本的なものとして、行政が係わっていかなければならないことと考えているところであります。昨今、治安の関係でいいますと確かにいろいろな情報が伝わってくるがありますが、なかなか警察の派出所の仕事といえますか、そこに配置されている方の地域での存在感が見えてこないのが治安の部分では、懸念しているところでございます。人によっていろいろでしょうが、どちらかという交通の取締に終始しているような感じさえするところでありまして、やはり訓子府に住んで、訓子府の治安を守る点からしますと住民との関係もしっかり構築していただきながら、その職務に専念していただけるように、ぜひ、これは行政側からの申し出が、必要ではないかと考えるところであります。

もう1点、災害時の対策関係であります。先般の臨時議会補正と先ほど前段の議員の回答の中にも出ておりましたが、地域見守りシステム業務の予算化等々がございます。確かにそのような行政の取り組みとしては、評価するところではあります。実際に災害が発生した時に個々の人命、また、いろいろな災害に対する財産消失をどのようにして抑えるのか、最小限にとどめるのが大切と考えるところであります。この点で言いますと先般、末広での火災がありました。たまたま、ぼやで済んだ状況であります。そこには、こ

こにいる川村議員がいち早く駆けつけていたこともありました。私もたまたま通りがかりに気になりましたので寄りましたが、ここで1つやはり行政として、我々も含めて考え直さなければならない現象を目にいたしました。それは、今回、ぼや火災が起きた同じ棟の住人が、その火災の消火活動が終わり、被災した人が救急車で搬送された後、はじめて、その状況に気が付いた。それもたまたま同じ地域住民の中の役員をしている人が、1戸1戸被害はないですかと尋ね歩いて、その人が知ったということでもあります。どうしてなのかと話を聞きましたら、実は、難聴とのことでありました。このことは、とんでもないことです。2、3件隣のところで火災が起きている。救急車、消防車があれだけ集まってきている。その状況の中で、そのことさえ気が付かない。どうするのか。さまざまな問題があるのを私が以前の議会で、この予算化等々の時に個人情報保護法の問題とのからみを指摘したことがあります。確かに法律による規制はありますが、それで終わらないその人の命、財産は誰がどうやって守るのか。そこを考えるのが地方行政でないかと思う訳であります。ぜひ、これらについての対策を考えていく必要があるとの観点から、考え方を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大きく2点のご質問がございました。

まず、1点目は、駐在所の警察官が地域住民と共に歩むことを一層強化するべきではないのかということ。まったく同感です。これは北見警察署長も認めているところでございまして、本町は、洞爺湖サミットの後から、駐在所の警察官が1名に減らされている。これは再三にわたって北見警察署に2名に戻してほしいとお話を要請をしまいたったところですが、実態として、道の財政状況の中で、災害の多発地域、人口密集地域を重点的にせざるを得ないという回答の中で、そのように警察に対する信頼を寄せてくれる気持ちは非常に感謝しているが、実態として、その対応は難しいとのことでございましたので、いずれにいたしましても1名体制の中で、しかも今の駐在の所長は、この春で退職の方でございます。改めて、本署、北見警察署と派出所の連携、地域的な連携も含めて、一層の強化を図れるような体制を私どもからも警察に要請しながら、何とか住民の命を守っていくことをさらに前に進めることが必要ではないかと考えておりますので、この点は、ご理解をいただきたいと思います。

2点目は、末広におけます火災が起きたことに対して、近隣に住んでいるある意味では難聴の方など、いろいろな障がいを持っている方がいられるが、それらの人たちが実際には、消防車が引き上げて、その後から知らされる状況をどう考えるか。まさにあってはならないことと私も思います。これは、議員もご存じのとおり個人情報を我々は、ある意味では守る義務があり、地方自治体は、絶対の意味も含めございます。再三にわたり、例えば、福祉灯油の非課税世帯の情報提供についても議論をさせていただきましたが、その法の壁は、非常に厳しいものがあります。しかし、私はそれでいいのかどうかは、議員のご指摘のとおりでございますので、もし私が2期目やることになりましたら、一步踏み込み、そして罰せられるのは誰かはわかりませんが、改めて、その許容範囲の中で、状況を見極め、今、例えば、ケースを配り、地域の高齢者やいろいろな障がいの方たちの実態を把握できるような仕組みを今年から民生児童委員たちの協力を得てははじめましたが、しかしこれも不十分だと思いますので、まずは、実態の把握を適切に行いながら、地域と連携

し、行政が各セクションを越えて、消防、あるいは福祉、総務も含め、一丸となり対応できるような仕組みが絶対必要と考えておりますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ぜひ、その取り組みを進めていっていただきたいと思いますが、さらに付け加えて言わせてもらえれば、ある町内会の役員をやった方から、このような発言を聞かされました。町内会の役員をやっている、まず、どこに誰が住んでいるのかわからない。出入りの多い地域では、とにかくそのような問題がある。その人がどのような状況なのかまったく知らされない。これは、地域活動にまさしく大きな壁を作ってしまうことになるという発言をされていました。そのことも含め、私はある意味では、行政が盾になり、この法の壁に立ち向かうような気持ちと腹づもりも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、その意味では、一歩踏み出す勇気を持っていただきたいと思います。

また、先ほどの議員の方の質問に対しても町長は発言されておりましたが、役場に足を運ぶのには非常に敷居が高いとの話をされていました。これは、ここにいる議員は、足取り軽く入ってくるのがほとんどだと思いますが、はじめてこの庁舎に足を運ぶ、何かわからないことを聞きに来る、まさに足取り重く、不安でいっぱいと思う訳であります。その状況をいわゆる町長がいつも話している人にやさしい。その観点からしますとぜひその気持ちを取り除けるような庁舎の雰囲気、職員個々の意識の持ち方などの考慮が必要と考えるところでございます。

また、以前の一般質問でも問わせていただきましたが、一定の書類等々に対する申請に対して、個人の証明書が必要であるという問題があります。このことについて、以前、前の定例でしたか、運転免許証の返納との差し替えの問題も他の議員からご指摘がありました。最近の新聞に、北見市も返納者に対する住基カードの無料提供する話も載っておりますし、近隣において、そのような対応をしているところもあるのが実態であります。私の以前の質問に対して、考える、公平性、その他について難しい問題があるという回答をいただきました。このような回答を繰り返している間は、いつまで経っても前に進まない。できるものはやる。先ほどの町長の話ではありませんが、いろいろな制約はあるでしょうが、一歩踏み出すこと。これはまさに町民個々に対する役場の優しさ、行政の優しさではないでしょうか。その意味で、この問題についてもぜひ早急に対応すべきと考えています。さまざまな問題があると思いますが、あまり一点に集中していますと後半で時間切れになりますので、この辺についての回答をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 次の町長に伝えますと言えば済む話ですが、そのような答弁をしたくありませんので、お答えさせていただきたいと思います。

1つは、法の壁を飛び越えて、ぜひやっていただきたいということは、私も同感であります。しかし、これだけはわかっていただきたいのですが、物事には、法の壁を飛び越えたことで、逆に、逆の方向が出た時の批判もまたしかりであります。我々はその意味では、住民の命を第一義的に守るといいながらも、その大勢の人に、より理解をしていただきながら、すなわち、個人の情報を行政が確保し、状況によっては、機関を乗り越えて活

用しながらやっていくことのコンセンサス、合意形成を抜きにして、本当にそれがいいのかどうかの議論は、いまだにありますので、ここのところも考えながら、できるだけ機能的に、議員が言われるように、独り暮らしや社会的な救済を求めている人に対する支援を私たちは、最善の努力をしながら努めていかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたい。

もう1つの住基カードの問題であります。これは、内部的な議論もずいぶん重ねさせていただきました。住基カードを一定の年齢によって、全戸に配付する。例えば、75歳以上の人たちに配付することが、その方がまたさらに住基カードを忘れたことによって、どうするのかも含めた、根本的な解決になるのかも内部の中であり、これは私どもの町政の次の課題として、積極的な議論をさらに検討し、改めて提案をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） さまざまな課題はあるかと思いますが、ぜひ、前へ一歩踏み出すような努力をお願いしたいと思います。

それでは2点目の「生活が維持可能な体制の構築」の点であります。前段での議員とのやりとりの中でも、さまざまな問題が出てきておりました。それぞれいろいろな立場の人が住んでいる訳でありまして、交通弱者もいれば、低所得者で貧困の大変さを抱えている方もいる訳であります。いろいろな人たちがいる訳ですが、その人たちが訓子府で、町長が先ほど回答の中で言いましたように、この町で住み続けられる条件整備をしていくことが大切と思う訳であります。例えば、買い物をする。なかなか買い物へ行くのに自分で車を運転できない。タクシーを使うような経済的余裕はない。そのような人たちもいるはずであります。その人たちに対し、これは行政と商工会がタイアップして、ぜひ、配送の体制をきちんと構築していく取り組みが必要と思う訳であります。

また、医療の関係については、医療機関を安定的に確保することはもちろんであります。同時に送迎の関係に対する補助を既に確保していることでありますが、ぜひ、この辺についても充実をさせていくことが必要ではないかと考えている訳であります。また、先ほど言いましたように、さまざまな問題を抱える人たちに対して相談する状況、なんでも相談室を立ち上げておりますが、私は立ち上げるだけでなくして、ぜひ、その人たちに電話1本で出向いていただきたい。その優しさをつくっていく。生み出していくことが必要と思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つは、デマンドタクシーに関連して、先ほどの西山議員の質問にも、あるいはその前の工藤議員の質問にも答えさせていただきました。できるだけ足の確保には最善の努力をさせていただく。今までやった試行期間を超えて、一定の基本料金を払っていただければ、町内を自由に行き来ができ、時間を超えてできるような仕組みづくりやスクールバスの利用、さらにはバス等の減額助成等も含めたことでの新しい施策が、今こそ必要になってきているのではないかとということを私自身の実感として、そこへつないでいかなければならないと考えているところでございます。

そして、配送関係についても、これは商工行政との関わりもございます。福祉社会、高齢社会において、FAXを活用し、共同受注と共同発注、そして共同発送ということも商

工会関係者の皆さんには機会をみて、私自身で発案をさせていただいているところでございます。4年間を通じてプレミアム商品券やあるいは今回から始める住環境システムにおいても指導機関である商工会が、町民の要望を受け、自ら商工業者の皆さんと共に力を合わせ、福祉社会を担うという考え方をぜひ持っていただきたいのが私の願いでもございますので、改めて、折に触れて、商工会長をはじめ、商工会役員には伝えてまいりたいと感じるところでございます。

さらに、なんでも相談室あるいは町民相談室、夜間町長室等もこの4年間で相当な件数のご相談をいただいております。

さらに、議員が言われるように、一步出て相談に対応する姿勢が基本的に必要ではないかということは、まったくそのとおりだと思います。ただ、職員は日常的な業務も決して、余裕をもってやっている訳ではないのが事実でございますので、100%出向くことができるかどうかは、現状では、まだまだ不十分なところがございます。これは職員の配置と業務を関連させながら、出来る限り職員に、職員自らがそのような意志で町民に出向く行政の姿勢を地域担当職員制度と合わせ、現実のものにし、一層自立していかなければならないと思っております。

先ほどの質問にも関連して、これは一部誤解があるかもしれませんが、私は職員の自覚を待つのもさることながら、どのような職員をつくり上げていくかは、住民自身の力、住民自身で職員をどのように育てていくかということにもからんでいると考えておりますので、その点では、豊かなまちづくりは、住民と職員、あるいは行政の共同作業だと理解しておりますので、一層のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） さまざまな課題を抱えながら、財政再建、さらには、サービスの充実への取り組みをしているのは、承知しているところでありますが、ぜひ、その意味では、新しく展開されるまちづくり推進会議等々における職員の力をつけていく体制づくり、育てる体制づくりもさらに充実させていただければと期待しているところであります。今、申し上げたような問題とともに前段申し上げましたように、例えば、国民年金だけで生活している方も実際に多数、うちの町にはいる訳であります。この人たちにとって、本当にわずかな収入でも、その生活を支えている大きな位置付けになると思っているところであります。これは、いろいろと工夫をしているところだと思いますが、外に出て、汗をかくて、力いっぱい仕事をできる人、それなりに自分の生きがいを見つけながら働き、そのわずかな報酬を求めている人など、いろいろいる訳であります。私は、自分で切り込んで仕事を見つけ、活動できる人は、その本人の判断に委ねていいと思いますが、わずかな収入を必要とする方々に対し、行政として、どのように手を差し伸べるのか。あえて言わせていただければ、高齢者勤労センターの位置付けは、さまざまな理由があり、行政と関わりを持たない状況にまでなったということではありますが、私は、ある意味では、今申し上げましたような状況で、支えを必要とする人たちのために、この仕事の場合、要するにさまざまな問題はありますが、高齢者勤労センターの位置付けに、行政が関わるべきと思っているところであります。一律で、その活動に対しての労働評価をする。これは、その仕事を提供する側にとっては、大変な問題であります。私は、その労働に対して、当然なるであろう評価でいいと思う訳であります。多額な報酬を求めるのではなくし

て、明日のわずかな収入源を求めている人たちに行政として、何らかの支援をしていく姿勢を見せるべきだろうと思う訳であります。当然、この問題については、行政が一方的に進めるのではなく、民間との関わりやさまざまな議論をしながら、この第5次総合計画にもあるように明るく笑顔で、住みやすいと思えるような町にするためにも、ぜひ、このような取り組みに努力していただきたいと思いますが、それらについての考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、勤労者センターを含め、そのようなお話をいただきました。実は、もう既に勤労者センターが誕生して20数年たつと思いますが、当初は、北海道と町が出し合い、そして一定の支援をしながら、多くは公共事業を中心として、今日まで続いているということですが、剰余金も含め、一定の蓄積が出てきたことと北海道の指導もあり、独立採算性の基本として、勤労者センターは動いているのが、まず1つでございます。

それは、かつてスタートした時、確か私の記憶では、大嶋さんが助役で、数村さんがスタートで、所長だったと認識しているのですが、まずは、生きがいつくりというところからスタートした記憶をもっています。それが年数を重ねるごとに現在の経済状況から考えて、徐々に生活の糧^{かて}としたい方が、増えているのも事実であります。もう一方で考えていかなければならないのは、中小零細の本町の企業であります。勤労センターとバッテングすることが多々ございまして、その点で町内の小さないろいろな業者の方が生活する糧^{かて}として、そここのところにもらみ合いながら、正常なセンター運営をどうしていくのかが非常に難しいところでございますから、私自身もセンターの顧問をしておりますし、できるだけ所長などの関係者のご意見を聞きながら進めていきたい。

しかし、公共事業の占める割合が高いことでのおのずと限界がありますので、この点で非常に難しい問題を抱えておりますが、これからも議員ご指摘のところも含め、支援をどのような形がふさわしいのか、一層検討してまいりたいと考えているところでございます。このように回答してはいけないので、引き継いでまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 結果がでるような引き継ぎができればと期待するところであります。この件についての具体的な提案は、後半の部分で行っていきたいと考えているところであります。

3点目の「住民のふれあい対策について」であります。この辺については、前段に西山議員のサロンづくりの問題等々もありました。私は、あまりレベルの高いところではなく、入口のところでいろいろな問題提起をしながら、議論をしていきたいと考えているところであります。前段の西山議員でしたか、工藤議員への回答の中に、人のふれあいに対する希薄さが問題になっている。その対策も必要と町長が発言されていたと認識しているところでありますが、私はそのことも含め、世代間の交流をどのようにするのかというところに着目をしていきたいと思う訳であります。世代間の交流になりますとなかなか一般の住民が、それぞれの思いを持って、つくり上げていくのは難しいのではないかと考えているところであります。この件については、ぜひ、行政の仕掛けが必要であると考えております。この世代間で交流することによって、私は今まで積み上げてきた方々の知恵の伝

承、また、時代変遷^{へんせん}の認識。いわゆる時代変遷^{へんせん}の認識は、高齢者、自分も含め、ある程度、年齢を経た人間が今新しい社会が、どのように変わってきているのかをしっかりと受け止めることが、ある意味では、社会的な交流をさらに深められる人間関係をきちんと構築することが、ベースになっていくのではないかと思っているところであります。知恵の伝承という点では、もちろん高齢者の方が、生きがいを持ち、存在感を感じることがあるかと思えますし、若い人、年寄りも含め、世代間交流の中で、生活の悩みが自然に解決されていくようにも感じているところであります。この交流の中で、若者は刺激を受け、成長し、また、ある程度の年齢を経た者は、自分の次の目的を見つけ出すこともできると思う訳であります。その世代間の交流は、人と人との関わりを濃くすることで、地域愛がしっかり根付いてくると思う訳であります。その意味では、今、目指しているまちづくりの基本が、ここにあるとさえ感じるところであります、どのようにお考えかお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最近の動きでいいですと笹尾さんたちが行っている「おばあちゃんの知恵袋」など、子どもたちにいろいろな図書館まつりやいろいろな事業を通じて、子どもたちにいろいろな昔の料理や生活の仕組みを伝えていく。これは、歴史館でも行っていることですが、そのようなことが行政全般、あるいはまちづくり全般の中で、どのようにして実現していくかについては、ある意味では、新しい時代の課題ではないのかと私は思っております。例えば、都市における公団住宅等々ももちろんそうであります。かつて私たちの世代は、東京へ東京へと出ていきました。そして、豊かな生活を求めて、公団住宅が出来上がってまいりました。そして、願わくば田舎の中での災いのあるといいますか、非常にわずらわしい人間関係よりも離れて1人ひとりの人間が主体的に生きていく生活を模索してきたのが、日本社会ではないかと思えます。改めて、今、都市においては、高齢者の孤立の問題や人と人との人間関係をどのようにしてつくっていくのかが、都市においても新しい問題として、提案されてきているのではないのかと思っています。私たちの生産組織もしかりであります。かつては婦人会が多くあったことはご存じのとおりであります。そして、青年組織ももっと大雑把な地域全体の世代を超えた関わり合いの中で、活動をしてきましたが、今は非常に行政の機関も縦割りやシステム化されてきております。農業組織も生産組織もそのような形になり、年齢構成、男女別の構成になってきたことによって、地域全体のコミュニティをどのようにするのかとの議論が改めて、私たちのこの町にも必要になってきているのではないのかと思っています。その点では、行政の提案もさることながら、隣近所の関係、人間関係も含め、住民からの発案も含めて、私は今後の新しいまちづくり推進会議の中では、大事な提案として議論をし、そして現実のものにしていかなければならないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 今、町長が言われましたさまざまな夢を求めて、人が行き来をしたところから、今の状況が生まれたのは、そのとおりと思いますが、例えば、うちの町の状況を見ましても農村部におけるさまざまな組織、生産組織も含め、また、地域組織では、例えば、農協でいえば農協を中心とした外郭組織の構成等々も大きく変化をしてきて

いる。今、女性の集まりの部分に目を向けるとかろうじて残っている農村の女性部、商工会の婦人部、しかし、かつて主流をなしていた役場職員の婦人部ですとか、農協職員の婦人部、これらは完全に消滅したのが実態であります。このことは何を意味するのか、人が集まる、組織化していく、そこからいろいろな議論が湧き出てくる。それがまさに、まちづくりの原点になるべきと思う訳であります。その点からしますと今、JAが合併し、農協が合併し大きくなる。それぞれの生産組織、外郭組織等々も各自治体の枠を超え、農協合併した1つのくくりの中で、集約しようとして、まさにその方向を歩んでいるところであります。実は、そのような動きの中で、何が起きているかは、組織からの離脱であります。どんどん人数が減っていく。減っていくから、より大きなくくりの中で、組織化しなければならない。まさに悪循環が起こっている訳であります。これらに対して、まさに今これから始まるまちづくり推進会議等で十分な議論が必要だと思います。もちろんいろいろな障害もあったのでありましょう。今、消滅した組織の再生も含めた議論をしていく。そのことが必要だと思いますし、さらに一步踏み込んで、言わせてもらえれば、男女共同参画の問題等も表面化しておりますが、先ほど言いましたように、より負荷を嫌った組織解体の方向の中で、本当に女性がきちんと参画していく状況が生まれてくるのかが疑問さを感じているところであります。これらについてもどこに問題があるのか、十分、先ほど町長が言われましたように住民の中で議論をしていく、発案していくことも大事でありましょうが、そのきっかけをどこかでつくっていかなければ、前には進まないと思うところであります。ぜひ、その意味で行政の果たす役割をしっかりと果たしていただきたいと考えるところですが、それについてのお考えがあればお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 総体として、3つほど答えさせていただきたいと思います。

1つは、私も長いこと社会教育で、20年間社会教育主事として、地域教育に関わってまいりました。その時にいきいきと活動していた当時の婦人部は、農協婦人部、若妻会、商工会婦人部、役場婦人部等々の例えば、婦人部ひとつをとってもあまた多い婦人組織がありました。これはさまざまな状況の中で、解散し、ある意味では解体していったのが状況でございます。この組織が子どもたちの健全育成やさまざまな地域ボランティア的な活動を行っていた時は、非常にいい時代であり、重要な役割を果たしてきたことを認識しておりますが、それを旧来のような体制に戻ることについては、いかがなものというよりは、非常に難しいと思います。改めて、新しい組織づくりや新しい参画の仕方というものを考えていかなければならないのが私自身が今、考えているところでございます。

さらに、農協が合併したことによって、地域的な農民同士の連携などが欠落してきているのではないかとのご指摘ございました。私自身の立場で、農協の是非について議論や考え方を述べる必要は何もございませんが、農協自体も単協で生きていくことの厳しさの現実の中で、組合員の総意として、合併を決断したことでございます。私は、機会があった時、いつも言っておりますのは、農協が戦後50年間、地域で果たしてきた社会的役割を放棄してはならないということを組合長と役員の方にも申しているところでございます。経済優先の経済団体ではありますが、地域で農協がさまざまな形で果たしてきた生活相談や支援。そして、地域連携の^{かみなめ}要として、農業協同組合の社会的役割は、大きくなって、いつもでもやはり追求する必要性を私は立場上、申し上げながら協力を要請している

ところでございます。

改めて、3点目になりますが、そのようなことを踏まえながら、地域が変わってきている。人々が少なくなってきた中で、生産人口が減少している状況の仕組みを含めて、住民発案の形として、まちづくり推進会議を私は想定しておりますので、改めて地域の皆さんに問題を提起しながら、共に行政がつくりあげていく時代が、今、まさにお任せ的な行政運営、民主主義ではなくて、まちづくりこそが、今、求められている時ではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ぜひ、多くの町民がまちづくりに参画できるような体制を強化していただきたいと思うところであります。

次に、4点目の「町の財政安定に向けての施策について」であります。町財政の安定は住民の笑顔のもとになると私は考えております。なぜなら、住民サービスの充実、安定に直結していくと認識しているからであります。各業種における生産性や収益性の向上の取り組み支援、また、それに携わる人々の仕事への意欲高揚というところにつながり、よい循環が起きてくると思っているところであります。まずは、交付税の問題等々も考えれば、人口の確保、要するに減らさないことを第一義的に考えなければならないことと思う訳であります。外から見て、あの町に住みたいと思えるようなまちづくりをし、さらには、住める条件整備が整っていることも大事であると思います。人口確保のためには、事業所の縮小や撤退をいかにして、食い止める対策も必要と思う訳であります。例えば、1つあげれば、うちの町にある事業所の中で、それ相当の従業員といえますか、仕事をしている方がいるにもかかわらず、うちの町にその人たちが住める場所がない。これは事実であります。いかに人口を減らさないか、いかに住んでもらえる条件整備をすることと直結していると考えますが、それらについての対策をもっているのかどうか、お聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 人口の問題を中心にして、答弁をさせていただきたいと思います。ご存じのとおり平成22年国勢調査の結果は、私どもの町では、9.1%の減少率で、人口5,434人、管内のワースト5であり、547人が減ってきている。ちなみに平成17年の統計結果によると6,317人いた人口が5,981人となり、5.3%の減少率でした。その減少率が、極めて今回の5年間の中で、高くなってきている状況でございます。その原因を職員に徹底的に分析していただきました。短期間で、ぜひ分析してほしいということも含めて願をし、ある一定の方向が出てまいりましたので、ここは、少し答弁をできるだけ早くやりますが、1つは、自然減です。生まれる方が5年間の間に182名、亡くなった方が327名であり、総体として、自然増減が145名であります。2.4%減。そして、社会的な増減と言われている転入された方が848名、転出された方が1,242名であり、6.5%減がこの減少率の状況でございます。転出している3分の1強になる394名が北見市への転出であります。例えば具体的に申し上げますと町内事業所の変化であります。北見農試の独法化によって、転出が84件、転入が51件であり、33件が減少している。それから、ホクレンくみあい飼料であります。従業員の30人以上が先月末で転出した状況であります。それから、JAきたみらいの合併であります。

職員の14人が転出しております。さらに町内建設業者の縮小化等々によって、合併を余儀なくされていたことの社会的な要因を含め、これらが6.5%減の394名でありますので、ご理解していただきたい。そのことから考えると議員がご指摘のとおり新たな政策が必要になると思っています。1つは、例えば、最近の私自身の動きで申しますとホクレンの研究所の45名ほどの半数近くは北見市から通っている。さらには、下村運送も同じような状況にある中で、何としても、今、ホクレンの住宅政策については、行政も何とか支援する方法を共同で考えたいと所長に申し入れし、所長もぜひそれらについてはお願いしたいということでございますし、それからさらには、人口の確保として、議員のご指摘のとおり住める条件、住みたいと思える条件は、財政再建が一定程度確立してきた状況の中で、面的な総合的な政策を打ち出す必要性が、これからの4年間は必ず出てくると思いますが、行わなければならない状況と理解しているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 最後になると思いますが、先ほど残しておりました仕事の確保の関係とからみまして、ぜひ、うちの町における特産物をきちんと今後も維持していける状況づくりが必要だと思います。その取り組みに対して、きちんと支援をしていく。どの業種で対応するかは難しい部分が多々あると思いますが、いろいろな高齢者が、先ほど申し上げましたように生活を守るために得たい収入、それを得られる条件をつくることも、この発想から生まれるのではないかと思いますし、確保できるのと考えているところであります。うちの町にある特産物を取り扱っていた事業所が、いろいろな理由をもって閉鎖せざるを得ない状況に追い込まれたと聞いております。ぜひ、その状況をクリアできるような行政としてのアドバイス、支援も必要でないかと考えております。その問題に対して、どの分野で取り組むかについて、考えがあればお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 農業の町 訓子府、そして130数億円の生産額を誇る本町の基幹産業である農業を守り、発展させることは、町長として、当然のやらなければならない責務と考えているところでございます。明日、山本議員から、さまざまな政策の質問が出ると思いますが、それについても詳しく述べていきたいと考えているところでございます。少なくとも改めて6次産業化をどうするかは、非常に私は迷うところであります。すなわち、農業を基幹産業とする我が町が農業を1つの素材として、多面的で多様な加工を含めた打ち出し方をどうできるのか。それは非常にさまざまな問題があり、流通も含めて、私が2期目、政策と打ち出すものとして、一番悩んでいるところが、その6次産業化の問題であります。議員のご指摘のとおり雇用の確保や高齢の方たちが生産に関わりながら、生きがいを感じることも当然のことでございますので、最善の努力をしていきたい。

さらに、1件の特産品を発売しているうんぬんのお話もございましたが、今、具体的な話もいくぶん出てきているようでございますので、私どもは推移を見守りながら、できる限り相談にのりながら、支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 以上で、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午後２時１５分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 ２時０２分

再開 午後 ２時１５分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、２番、河端芳恵君の発言を許します。

２番、河端芳恵君。

○２番（河端芳恵君） ２番、河端です。通告書に従いまして大きく２点、町長に質問いたします。

はじめに、高齢者・障がい者施策の取り組みの考えについて伺います。

本町の高齢化率も３０％を超え、高齢化とともにさまざまな障がいを合わせ持つ人が増えてきており、その対策が急務と考えます。

町では、今までにも、さまざまな取り組みがされていますが、長い間で実態に合わない場面も出てきていると思います。より効果的な支援の考えについて伺います。

１、高齢者の実態把握、緊急医療キットの配置などの進捗状況はどうですか。

また、緊急通報システム設置者の状況はどのようになっていますか。

２、除雪・排雪サービスを障がい者も利用することはできませんか。

３、障がい者でも自分で車を運転できる人もいます。それぞれのニーズにあった支援方法をどのように考えていますか。

４、地元を離れ、町外の施設で就学や生活をしている人への支援はどのように考えていますか。

５、自身や親の高齢化などにより、訓子府を離れざるを得ない方がいます。誰もが住み続けられるような施設の考えはありませんか。

６、国や道の広報が新聞の折り込みに入っていますが、新聞をとっていない家庭も多いのではないかと思います。必要な人に必要な情報をどのように周知していきますか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者・障がい者施策の取り組みについて」６点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目の「高齢者の実態把握・緊急医療情報キット配置の進捗状況、緊急通報システム設置者の状況は」というお尋ねでございます。これにつきましては、民生委員・児童委員のご協力もいただきながら、緊急医療情報キットの配置などに合わせて高齢者の実態把握に努めているところでございます。

高齢者分のキットは１千個用意しており、２月末現在２１７世帯の３００人に配置を済ませておりますが、一度に配置することは困難な面もありますので、徐々にその対象を増やしていきたいと考えているところでございます。

また、高齢者の状況は都度変化しますので、その情報の更新の必要もあることから、効率的な情報収集ができる体制を作っていくために、本年２月の第１回臨時町議会で予算を

お認めいただいた「高齢者・障がい者等地域見守りシステム構築等事業」の活用も含め検討してまいります。

また、緊急通報システムにつきましては、保有80台のうち71台を設置しております。緊急事態の場合に消防に通報が入る仕組みとなっております。しかし、消防の通信一元化や設備の老朽化などもあり、新年度予算でご説明いたしましたように、委託先を変更し、一層の充実を図ってまいります。

次に、2点目の「除雪・排雪サービスを障がい者も利用することはできないのか」とのお尋ねでございます。このサービスの根拠としている訓子府町在宅福祉事業実施要綱では、対象者を概ね65歳以上の在宅高齢者としていることから、現状では65歳未満の障がい者を対象にすることは困難であります。一人暮らしの障がい者などが、除雪が大変だということは想像できますので、今後検討してまいります。一方では対象者が増えることにより、この事業の委託先である高齢者勤労センターにも限界がありますので、ある意味での慎重な対応が必要だと考えております。

3点目の「障がい者のニーズに合った支援方法は」というお尋ねですが、議員ご指摘のとおり障がいの種別は様々であり、その程度も障害者手帳の1級、2級など単純なものではなく、それぞれのニーズに合った支援が必要と考えます。

本町の福祉サービスの一環として、従来から重度身体障害者交通費助成を行ってまいりましたが、これは一定の障がいのある方に対してタクシーチケットを交付する事業ですが、議員が言われますとおり、自分で車を運転される方はタクシーに乗車できる方であり、また、一人ではタクシーへの乗車が困難で、家族による送迎を行っている方等いらっしゃいますので、23年度からは希望する方にはタクシーチケットに変えて、車の燃料に対する給油チケットを交付することを内部で検討しているところでございます。

今後においても、できる限り利用者のニーズに沿ったサービスを提供できるよう努めてまいります。

4点目の「地元を離れ、町外の施設で就学や生活している人への支援」についてでございます。本町の平成23年度の特例支援学校への就学予定者は5名となっております。

この特例支援学校に就学している児童・生徒に対する支援につきましては、基本的に国や道が通学費、帰省費、給食費、学用品などを保護者の収入に応じて補助しているものでございます。

町としては、特に、支援をしてきませんでした。昨年春に、特例支援学校に新年度就学予定の児童の保護者から、仕事が忙しい時などに子どもの帰省に対する町の支援要請がございました。

近隣市町さらには北海道内での帰省に対する自治体独自の支援体制について、調査をしましたが、苫小牧市に支援の事例があるだけでした。

特例支援学校に就学して寄宿舎生活を送ることになると2週間に一度は自宅に帰省することが義務付けられていることから、少なくとも年度内で40回程度は帰省しなければなりません。

このことから、道への帰省に対する補助基準緩和措置等の要請、さらには近隣市町とも連携・協力した支援体制の情報交換などを進めているところであります。

こうした中で親の責任、さらに国や北海道、市町村が果たす役割を明確にしながら、本

町独自の支援等を平成23年度の政策予算に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、5点目の「高齢化などにより訓子府を離れざるを得ない方がいることから、誰もが住み続けられるような施設の考えは」とのお尋ねですが、高齢になって子どもが近くにいないなど、自身の生活に不安がある方の受け皿として「ケアハウスほなみ」がありますが、定員が17人と限りがあることから、やむを得ず転出される方もあるのかもしれませんが。

こうした状況に対応するために施設を整備するかどうか、今の状況では時節柄お答えできませんが、訓子府に住みたい人が住み続けることができるように今後も支援をしてまいり考えてございます。

次に、6点目の「国や道の広報誌に関して、新聞をとっていない家庭への情報の周知について」とのお尋ねにつきまして、まず、広報紙「ほっかいどう」につきましては、平成15年度までA4判で年4回発行、16年度からA4判で年2回発行しておりましたが、北海道から財政難のため、印刷費や配布手数料を削減するため「平成18年度から新聞の半分の大きさであるタブロイド判とし、年6回発行に見直す」と通知があり、配布方法も従来の広報くんねっぷに折り込み全戸配布していたものを新聞折り込み、役場・図書館・郵便局等公共施設への配置に変更することになったほか、インターネットによる広報を充実させているところでございます。

この配布方法の変更等につきましては、広報ほっかいどうのA4判の最終号である平成18年新春号（1月発行・広報くんねっぷ平成18年2月号折り込み）で道が周知したほか、広報くんねっぷでも平成19年1月号で新聞折り込みや役場配置などについて周知したところでございます。

一方、国の情報につきましては、各省庁で定期刊行物を発行しているところがありますが、町に届けられているのは一部の刊行物が数部で、図書館に閲覧用として配置しているところでございます。

また、政府広報が今年2月に新聞折り込みされましたが、政府広報は定期刊行物ではなく、不定期に新聞折り込みされるものと聞いているところでございます。年々情報量が増大する中で、議員言われるとおり情報伝達の手段の一つであります新聞を購読していない家庭やパソコンなどによるインターネットを活用できない家庭への情報の周知は限られているところでございます。

そのようなことから、訓子府町としましては、国や道からの情報について、各課で情報の緊急性・重要性等を判断し掲載、あるいはチラシ折り込みなどで町民の皆さんに周知しているところでございます。

前段でご説明しましたように、今後においても国や道の発信する住民に密着する情報は、できる限り町の広報や、お知らせを通じて提供していきたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました6点につきまして答弁をさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） はじめに、高齢者の実態把握は、以前にもされておりました

し、また、介護認定を受けておられる方、在宅の方、施設の方を抽出して、実態把握などもいろいろされているようですが、その実態把握をして、どのように施策に生かすのか、どのように手当をするのが肝心なことと考えますが、具体的にこのような実態を把握して、どのように施策をされたなど、いろいろな形があると思いますが、どのような状況でしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、高齢者の実態を把握して、それをどのように活かしていくかというお尋ねと思いますが、今まで従来やってきた高齢者の実態把握は、3年に1度の介護保険計画策定のために、実際、実態把握してきたというのが、主な実態把握の方法でございましたし、それを3年後ごとの介護保険計画と高齢者福祉計画などのものに活用させていただいたところでございます。

それから、今回はこの緊急医療情報キット配置に合わせて、その高齢者が例えばどのような病院にかかっている、どのような病気をもっている、何を不自由しているのかなどを実際に把握して、実際の支援に結び付けていくような活用の仕方をしていきたいと思ひますし、実際、この300人の方にこのキットを配付いたしまして、実際に救急でこれを活用されたような事例の報告も受けているところです。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 先ほど、このキットは1千個用意されていたということですが、それは対象になる方がその程度いると見込まれたと思うのですが、実際、今、設置は300人ということですが、対象になっている方がどのぐらいおり、設置率というのは、どの程度なのか伺います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） この事業は、原資といいますか、町が単独というよりも、町が単独で訓子府町として、実施している事業でございますが、たまたま介護保険制度の中の地域支援事業がございまして、これは高齢者のために活用できる事業なのですが、地域支援事業の中で実施しているものですし、地域支援事業は基本的に65歳以上のお年寄りということで、訓子府町の対象者でいけば、1,700から1,800人、必ず全員がそれを必要とする訳ではないという部分もありますので、一応目安として1千個を用意して、今、300人設置を終えています。これを徐々に増やしていくことで事業を進めております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 緊急通報システムについて伺います。今までは、緊急通報システムということですが、予算の上では、災害弱者緊急通報システムになりますが、先ほど町長も言われましたが、今年10月から業務を民間に委託するようになるということですが、今まででしたら、通報システムのスイッチを押したら、消防に直結されているため、消防から連絡先なり、消防がかけつけるなどの体制だったと思うのですが、これからどのような形になるのか伺います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど町長からも申し上げましたように消防の通信一元化のこともございまして、消防の通信は、今、119を押しますとここの支署ではなく

て、消防の本部に通報が入るようになっております。この緊急通報システムですが、正報というのが極まれで、誤報が大半と言ったらなんですが、例えば、殺虫剤のスプレーがかかり、通報が入ったなどのことが非常に多いのです。それによって、消防がいちいち電話をし、また確認をする作業があるのですが、今度は、北海道安全センター株式会社というところで、それを専門に扱っている会社ありまして、通報の中身は変わりませんが、そこでそれが正報か誤報か選択をし、本当に緊急であれば、消防、役場なりに連絡するような体制に変えていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 少しわからないのですが、この北海道安全センターは、どのようなところにあり、誤報か本当に緊急かS O Sかをどのように判断されるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 通報が入った時点で、消防が電話で確認をするということです。その誤報が多く、殺虫剤のスプレーや間違っって押したなど、大体、通報があった時には、その通報の内容も福祉保健課に消防からきますが、その都度、私もそれを見ていますが、大半が誤報というような状況になっております。

安全センターでの対応は、今までと同じように通報を受けますが、ただ、今までできなかった対応というのでも付随してできるようになってくるというのが、例えば、お年寄りが孤独感などいろいろなことがあると思うのですが、安全センターに電話をすると専門の相談員がいまして、時間に関係なく、いつでも話を聞いてくれるなどのサービスもついていますので、今よりは充実するというように考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 安全センターはどこにあるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） すいません、本社は札幌市です。札幌市なのですが、今置戸町と足並みを揃えて、同時スタートさせようとしているのですが、これが消防の通信一元化もありまして、北見市も一緒に変わっていくことで、北見市は相当需要がありますので、そうなるとはっきり正確な情報ではないですが、こちらのほうにもそのような施設、設備、支社なども検討しているという話も聞いております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁が少し漏れたというか、方向が少し違うということで、私から答弁させていただきます。

今、消防に入ります。課長が説明したように誤報がほとんどです。それはいろいろな状況があった中での誤報。今は消防職員がそこに電話をして、何かありましたかと確認をして、救急車出動、あるいは間違っていましたということを含めてやっている。ところが消防は、今、一元的になっていますから、北見市も含めてそれをやるとものすごい数ということで、何としてもそれを民間の専門的なところに委託しようというのが、消防組合の北見市も含め、置戸と訓子府はもっと機能的でいろいろな形に対応できるものにしようということで、電話があったら、札幌にある安全センターに電話が入ります。安全センターでは即座に確認します。そして、誤報でないかどうかという確認の上で、救急車が出るなどの作業になりますし、それから、電話の中には、例えば、話し相手をしてほしいなど、変

な言い方ですが、それも結構あるようなのです。そのような細かなことに対しても福祉的な専門家もその場所にいて、電話の相手をしたり話を聞くというようなシステムを含め、総合的な確認システムといいましょうか、そのような体制にしていこうということで、2年ほど前から計画し、置戸町とも一緒になってやっていくということです。例えば、緊急などで一番議員が心配なのは、電話がきて、消防職員がすぐやっていたことが、そっちに行くことによって、タイムラグが出るのではないのかということですが、これは、まだ検討中ですが、その出張所を北見に設けるかどうかも含め、これからさらに検討することですが、方向としては、今、民間の安全センターに持って行くという考え方で進めているということです。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） この制度は、今まで誤報がほとんどで実際に緊急のことがなかったということも、また消防の一元化で民間委託の話になったとは思いますが、実際に利用されている方、何かあった時にこれを押せばという、すごい安心感があると思うのです。それで、押した時、札幌ですと訓子府の話が見えないなど、いろいろなこともあると思ったものですから伺いました。

それで、今、80個あるうち71台設置されていることで、利用者にとっては、そのまま、つなぎ方を今までの消防からそちらにつなぐのか、利用者のところで設置、移設したり、工事でなくても、外部に配線をすることで済むのかもしれませんが、利用者は、なかなかその内容を理解するのは難しい方も多いと思いますので、くれぐれも本当に安心して、このボタンを押せば、何かあった時に来てもらえる、見ていただけるという保障、安心感をきちんと持たせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほどの答弁で少し漏れというのか、不手際がありまして申し訳ありません。今のご質問ですが、利用される方には丁寧に説明してまいりますし、それから基本的に今までとお年寄りが操作するものがかわるものがないので、その意味では、大きな混乱はないかと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 設置して、このように変わりましたというだけでなく、あくまでも利用者の立場に立って、これからのいろいろなケアをしていただきたいと思います。

次に、除雪、排雪サービスのことで伺いますが、先ほど、このサービスは65歳以上の高齢者を対象にしているということで、費用の中でも老人福祉費の中で措置されておりますので、その対象はわかります。ただ、障がいを持った方の中でもご自分で車を運転されて、車いすでも自分で移動のできる方もいらっしゃいますし、そのような方も65歳以下の方で何人かいらっしゃいます。その方にとって、雪が降り、外に出る通路が確保できないことは、すごい大変だと思いますが、今まで隣近所の見守りなどで対応されていたと思うのですが、隣の方がいつもいるとは限りませんし、その意味で全部の障がいのある方は範囲が広がるのかもしれませんが、例えば、独り暮らしの障がいを持った方で、自分で除排雪ができない方を、せめて、対象へ広げることにはできないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど、町長からもお答えしましたように、そのとこ

ろは本当に大変というのはよくわかりますので、本当に検討させていただきたいと思います。制度を変えること自体は全然問題がなく、難しくはないのですが、ただ、今心配しているのは、委託先が高齢者勤労センターですので、あまり数が増えると本当に対応できない場合が出て困りますので、そここのところも含め対応していきたい。今、河端議員が言われることは本当に切実な問題であり、本当に大変な部分はあると本当に想像できますので、そこはできるだけやれる形で進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 一口に障がいといっても、この部分はここまでできるが、この部分はサポートしてほしいといろいろなニーズがあると思いますので、そのようなきめ細かな対応を今後ともお願いしたいと思います。

次に、障害手帳1級を申請しましたら、今まですぐタクシーチケットをいただいたりしていたのですが、先ほど、町長のお話の中でもタクシーチケットかガソリンチケットのどちらかを選べるというように、来年度からなるということで、本当にニーズに応えた施策と思いますので、これはその方向でお願いしたいと思います。

それと先ほど町外で義務教育を受けていらっしゃる方が、平成23年度で、5人の方がいらっしゃるということですが、2週間に1度は帰省をしなければいけないということで、かなり親御さんの負担もあるとは思いますが、先ほど、町長の答弁の中で、これから要望を聞きながら対応をしていきたいというお話なので、いろいろな方のお話を聞いて、それぞれのニーズにあったサービス、施策をとっていただきたいと思います。高齢化で訓子府を出る方が増えています。自分の高齢化もありますし、障がいを持っていて、親も高齢化して他町村の施設に入られたりしている方も増えてきております。12月の私の一般質問で銀河線跡地利用は、町長より、まだ不確定ですが、思いの中としては、駅の鉄路東側の部分には今何も予定はないですが、将来的には、子どもと高齢者、障がいを持った方の複合的な施設も造りたいとの思いがあるというお話を伺いましたが、その思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員の質問は、かなり具体的でありますから、職員が答弁させていただいていることをお許しをいただきたい。総括的なことについては、私が答弁することで、打ち合わせをしておりますので、職員が優先的に答弁していることでございます。

3、4点、さかのぼりますが、ご質問に対し、ちょっとお話をしておきたいと思います。

1つは、見守りキットの話ですが、これは、民間に委託することによって、後退させてはいけません。これは置戸町も同じ考え方であります。現在、1年間に保守点検や設置等々も含め、およそ45万9千円の予算を措置しております。委託することによって、1年間当たり196万7千円になり、中身的にも非常に経費の負担は高くなってまいりますので、その点で言うと議員がご心配のとおり後退することではなく、消防もあまた多い誤報を避けながら、適切なサービスをしていく。ごめんなさい、緊急通報装置のことです。そのような形で進めていくことをご理解いただきたいというのが1つ目です。

それから、1級の障がい者に交付しているタクシーチケットを例えばガソリンの給油代

として、支払いをさせていただくことを改めて申し上げました。政策的な予算ではないかと思うのですが、これは年度始めから実施しなければならない状況もありますので、新年度予算に入れさせていただきました。福祉友の会や障がい者の団体を通じて、実際に使えないタクシーチケットを有効的にすることができないかということで、その総会で私も何度かお話をお聞きし、職員に検討を指示していたところでございますので、これは改めて1つの考え方として、ガソリンの利用券を交付させていただくことで、状況を見ながら、具体的な対応をしていきたいということでございますので、よろしくお願いします。

3点目の特別支援学校に対する支援であります。ろう学校や盲学校含め、教育委員会を中心に調べた中で5人おられる。実際のところは、通学し、1週間なり2週間に1度、家に帰ってきて、実際、家庭で生活することも義務付けられております。これをどのような形で支援ができるのか。送り迎えで親が大変ということも1つであります。できれば近隣市町の北見市や美幌町にも、そのような対象の児童がおりましたので、担当職員が訓子府町を中心に何としても例えば福祉タクシー的なものを走らせることができないか、あるいは全道的にそのような先進的な活動をしているところがないかの調査もさせていただきました。その中で非常に送迎の事故の問題を含め、リスクが高い、寮で生活している子どもたちが家庭に帰ってきて、地域や家庭で生活することを抜きにして、この支援は考えられないということで、先ほど申し上げましたように送迎している親たちに行政、市町村がどのような形で支えるのが一番いいのかということをはじめて、私は道内ではじめて、この支援の施策をしていきたいという言い方しかできませんが、内部検討の結果、6月の補正を通じ、また議員の審議をいただいた上で、スタートさせようとしているところでございます。

それから4点目の銀河線の東側の部分でございます。これは改めて南北につなげることについては、車の通れる道路を駅前通りから東町、西幸町につなげていきたいという住民の要望もございます。レイアウトはある意味できております。これも含め、東側がどのような形でそこに施設を建てるべきなのかも含め、まちづくりとして、今度の参画会議の重要な課題の1つとして提案をしていこうと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 時間に切りがあるので、次にいきます。

広報のことで言いますと2月の中に政府広報が入ってきまして、昨日ですか、伝書鳩の中に北海道の広報が入ってきました。そして、まちからの広報もいろいろのがありますし、高齢者にとって本当に必要な情報が入っているのかということが気になります。たまたま私の身内で90歳と83歳になる人を抱えておりますので、その人たちは町からの案内や手紙が来たら、まず、このようなもの来たということであちのほうに連絡があり、対応することが多いのですが、いろいろな連絡があってもなかなかわからない、判断ができない。また、いろいろな情報が届かないことや、届いても理解できないなど、いろいろな方がいらっしゃいますので、いろいろな情報もわかりやすくしていただきたい。それと今、町のサービスでどのようなものがありますなどのものも年に1度配付されておりますが、本当にわかりやすいものにしていただきたいと思います。

それで周知方法になりますが、必要な人に必要な情報をということで、今一度お考えい

ただきたいと思います。その答弁はありますか。これは道と国からくるもので、先ほど説明もありましたが、町として配布方法はあずかり知らぬということではなくて、本当に全員に行きわたるような方法も考えていただきたいと思います。今後どのように考えているかお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、ほっかいどう広報、政府広報について、お尋ねをいただきました。それと前段、数々のうちの広報の施策についてのわかりやすいものということで、町の政策広報については、今まで同様、さらにわかりやすい書式も含め、進めてまいりたいと思います。それとほっかいどう広報、政府広報の全世帯の配付等々についてですが、これはあくまでも国ならびに北海道で実施していることをございまして、町が関係ないということもないのですが、先ほど、町長の答弁でも申し上げましたが、本当に必要な情報については、各担当課から町の広報に再掲という訳ではないですが、その部分で情報を載せ、町広報は全世帯配付しておりますので、そのような部分で情報提供していることとこれはほっかいどう広報は非常に道の政策ということもございまして、一方的に新聞折り込みから伝書鳩の折り込みに変わったりしている部分をございまして、うちのほうでも若干把握していない部分もありますが、そのような状況にあります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） いずれにしてもわかりやすい情報を的確に必要な方に届けるということで、よろしくお願ひしたいと思います。町長も私も^{だんかい}団塊の世代で、これからますます高齢化率が高くなり、厳しくなってくると思います。^{そのあやこ}曾野綾子さんが「老いの才覚」という本の中で、自立した老人、あえて高齢者ではなく老人とおっしゃっていましたので、老人と言います。老人になるためには、老いる力を持つことが重要だと言われています。子育てがわからない親が増えているのと同時に年のとり方がわからない老人が増えていることが大きな問題とも言っております。さまざまな地域で暮らしていくための制度を整備していくのと同時に高齢者が、これからどのように自立した年のとり方をしていくのか、社会教育的なことも必要と思います。ただ、誰でも年をとるし、いつ障がいを持つかわからないことだけは念頭において行政に携わっていただきたいと思います。

それから先ほどいろいろな方の質問の中で、町の取り組みとして、各地域で介護予防対策などいろいろなことをされているということですが、たまたま東幸町、若富地区もそうなのですが、民生委員の方が中心になり、介護予防教室などを行っています。最初は保健師のサポートを受けながら、今は、地域で自立し自分たちの取り組みとして行っています。今、いろいろなことも含め、行政にお願いするばかりではなく、地域で何が必要なのか、自分たちに何ができるのか、自分たちでできることも地域で考えながら、そしてこの部分は行政にお願いするというような、地域づくりも必要と思います。

私は、たまたま子育て支援のメロンキッズ、ほっとな仲間たち、ボランティアよつば会など、女性の方たちといろいろな話をし、いろいろな活動をしています。その中でやはり必要なのは、今、自分たちができることをし、できなくなったら手伝ってもらう。それと自分たちが支えるばかりではなく、そのことによって生きがいもありますし、役割を担うことの意義もかなり多いと思いますので、その意味で社会教育も必要と思います。

先ほど、おばあちゃんの知恵袋教室がありました。あれはとても素晴らしい取り組みと

思いますので、これから若いおじいちゃんたちがたくさんおりますので、役場OBの方も含めまして、そのような方々が地域で力を発揮してくれるようなことになればいいと思います。社会教育のほうもよろしくお願いします。少し時間がないので、お願いだけして、次の答弁はいらないと言ったら、失礼になりますので、そのことについて、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 議員が今言われたことは、非常に今、感銘を受けて聞かせていただきました。教育委員会的に学校地域支援本部というようなことで、子どもたちと学校の関わりに今、力を入れています、それはほんの一部と思いますが、町民の皆さんが普通にお持ちの力を一部さいていただき、まちづくりにご提供いただくことで、やらせていただいています、そのように皆で支え合うまちづくりや教育は非常に大切と思います。今、改めまして再認識させていただきました。社会教育、学校教育も含め、教育委員会ができることをまた改めて考え、対応していきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 次に、町制施行60周年の取り組みについて伺います。

明治30年、北光社移民団がオロムシに入地し開拓の鍬が下されました。

大正9年、置戸村から分村して訓子府村となり、昭和26年11月、町制が施行されて今年は60周年になります。この時に訓子府の町章も同時に制定されたと聞いています。

これまでの歴史を振り返り、先人の労苦に感謝し、訓子府町の未来を考えるよい機会だと思えます。

人口減少などで閉塞感が漂う中ですが、町民が心を一つにして「我が町 訓子府町」を誇りに思えるような取り組みの考えはありますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町制施行60周年の取り組み」について、お尋ねをいただきましたので、答弁をさせていただきます。

議員が言われるように、昭和26年11月に町制施行以来、今年で60年の節目の年を迎えることとなりました。

過去、昭和56年の開基85周年・町制30周年記念式典、平成8年の開基100年記念式典、平成13年の役場庁舎、総合福祉センターの落成にあわせた式典が実施され、各種のイベントや事業において、冠をつけたり、グレードアップを図ってきたところでございます。

先人の労苦に感謝し、町制施行60周年を記念する事業等の必要性は、私自身も強く理解しておりますので、新しい体制が決定された後に提案されるものと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 開基90周年の時は、レクリエーション公園に町民90人の方が桜の苗木を植えた。今、その桜が毎年見事な花を咲かせています。その時、札幌交響楽団の訓子府公演があり、町民が合唱団を組織しまして125人が参加し、その時、私もまだ小学生だった娘と参加させていただきましたが「我が町 訓子府」という歌もその時につ

くられました。昨年、たまたま隣の置戸町が町制60周年でさまざまな行事を持たれておりました。その中で私も谷村新司のコンサート、それからNHKの公開録画で坂本冬美、細川たかしが来ましたが、その時も行きました。その時、うらやましく思ったのは置戸の方たちがすごくいきいきと誇らしげだったのをとてもうらやましく感じました。今年の新年交礼会の席で、もしかしたら日ハムの公式戦が北見であるため、その時に訓子府も何か関われるかもしれないと町長が言われていましたが、その後、報道によりますと北見では公式戦があるようですが、訓子府はどのように関われるのか、また、そのほか何かいいアイディアがあるのか伺います。

それとお金をかけた行事をするのではなく、例えば、昨年の敬老祭の折、古いビデオ上映、昭和40年ごろのビデオだったのですが、敬老祭の時に映し出されて、私もあつ、この人どここの誰だなど、いろいろなことがわかり、とても懐かしく思いました。そのようなこともありまして、歴史館にいろいろな展示物、古い民具、写真などがありますが、それを例えば、今、いろいろな方がおりますので、写真をDVDにとり、それに解説したり、いろいろなことをして、映像を記録することも必要なのではないかと思います。最近、高齢者の方がどんどんお亡くなりになり、訓子府の昔を知る方が減っております。本当に今でなければできないことがあるのではないかと思いますので、そのことも含め、訓子府を振り返ることは、これから子どもたちにどのように伝えていくかを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昭和61年に開基90年を迎えることができました。私も当時、札幌交響楽団と町民合唱の住民の事務局として関わった記憶が鮮明に残っております。札幌交響楽団を迎えるにあたって、当時、一議員が議会で交響楽団を迎えるのは、時期尚早という一般質問をされたことも記憶に残っておりますので、あれからもう既に相当の年月が流れたと思っています。ある意味では、町制60周年は1つの節目でありますので、これはお金をかけるだけではなく、今、議員が提案をいただいたことも参考にしながら、何らかの形で町民の皆様にお力をいただいたり、参加していただいて、共に節目の年を祝えるような年に、この平成23年をしていきたいと考えているところでございまして、これにつきましては、次期政権に委ねながら、6月に提案をさせていただくことになると思いますが、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 昨年11月に姉妹町であります津野町に行きまして郷土芸能を見ました。1100年に渡り脈々と続けられている伝統の重さに感銘を受けました。今、私たちは訓子府をどのようにみて、これからの訓子府、次の世代にどのように伝えていくのか、今までを振り返り、これからの展望を開く、この町制施行60周年は、いい機会だと思います。その意味もありまして、実のある取り組みをお願いしたいと思います。長年地元にいますと訓子府の良さは意外とわからないのです。遠くから転勤されてきた方や転勤されて出た方が「訓子府は本当にいいところだ」と言われて、あくまでも今まで当たり前と思ったことが、そんなに良いことなのかという再発見することもあります。その意味で、これから子どもたちにどのように伝えていかなければならないことや、自分たちが振り返り、先人の苦勞をしのびながら、この町を誇りに思っ住めるような取り組みをお願い

いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が今の段階で個人として想定していることで、大事だということが何点かございます。これはあくまでも参考として受け止めていただきたい。

例えば、1つは、10年を迎えた津野町との姉妹町であります。私が町長になってから大人の交流から子どもの交流へということで、訓小、居武小の子どもを毎年4名ずつ津野町に派遣しております。1つは、できればこの町制施行60年を記念して、職員の人事交流を津野町としていきたいということが頭でございます。それは先ほど議員もお話いただきましたように伝統、歴史あるまちづくりについて、お互いに学びたいというものが1つ頭の中でございます。

それから、これはNHKとの協賛事業でございますが、坂本冬美か細川たかしがいいかどうかは別といたしましても、何らかの形でNHKも積極的に今年は訓子府で公開録画をしたいとの申し入れがありましたので、これにつきましても現実のものにしていきたい。

そしてまた、レク公園の桜についても非常に風倒木が多くなってきておりますので、それらの植樹も町民参加でできればいいとも考えたり、無理かもしれませんが、久々に町民運動会など、皆で力を合わせて、グラウンドに一同を会してやれることができればと考えたりしていますが、具体的には、これから議員とも協議しながら、いろいろな形で60年の節目に提案をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 津野町に行った時に職員交流のことを話で聞きましたが、そのことは、いろいろクリアしなければいけないことも多いと思っており、今、時期が妥当なのかどうか、私は判断つきかねますが十分合意を得た上で、そのことは考えていただきたいと思います。

訓子府出身で町外、道外で活躍されていらっしゃる方も先ほど澤田真智子さんの例をあげるまでもなく、いろいろな方がいます。ぜひ、いろいろな方に情報を発信して、訓子府には、このようないいところがある。訓子府の応援団になっていただくようなことを町民一人ひとりが、訓子府に誇りを持たなければならないのかもしれませんが、そのような誇りを持てるような取り組みや施策をお願いしたいと思います。

最後に町長のお考えを聞いて、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ^{あまた}数多やりたいこととやらなければならないこと、やるべきことがたくさんこれからの4年間、私の頭の中で脳裏によぎっております。例えば、今、お話のいただいたことの関連で申しますと東京訓子府クラブが、やっと再開いたしましたので、その中から毎年1、2名の方によろこそ先輩の課外授業の訓子府版を何とかできないかを含め、教育委員会とも内部会議をしたり、さまざまな検討が今はじまっているところでございますので、議員各位のお力添えをいただきながら、新しい町政に60周年施行以降のまちづくりを期待してまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2 番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 多少時間が残っておりますが、また明日 2 名の方に一般質問をお願いするという意味で、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 3 時 17 分